

## フランス十六世紀断章（3）

### §1. エチエンヌ・パスキエと『フランスの探究』——もしくは、方法としての〈過去〉（後）

高 橋 薫

#### 4 （承前）

先の引用で私達は、如何にパスキエが国民性と言語特性とを重ね合わせたかを見て来た。勿論これは引用文が言葉の起源を調査する「第八巻第一章」から採られた為でもあるけれど、他方、使用言語や訛が一定の国家や地方を代表し、使用者を集団に帰属させる作用を働く場合も少ないとは言えないからだ。古代に於いて、〈フランス〉が領土的に統合を果たす過程で、同時並行的に各地方言語も統一されてゆく有様をパスキエは描いている。

≪我々の国王が他の全ての王侯に対し優位を保っていたとは言い難、我々の王国は断片毎に測られ、殆ど地方と同じ数の宮廷があった。〔……〕それ故に、己が才知に何がしかの自信を有する者は、自分の主君の宮廷の俗語で、或る者はピカルディ語で、或る者はシャンパーニュ語で、或る者はプロヴァンス語で、或る者はトゥルーズ語で著述したのだが、丁度それは我々の国王に付き従った者がその宮廷の言葉で書いたのと同様である。今日では事情は全く別だ。と言うのも、これら全ての大公爵領や伯爵領が我々の王冠に統合されたので、我々は最早、フランス語と呼ばれる、国王の宮廷の言葉でしか表現しないのである≫ [760-761]

言語が〈国家〉の成員にある種の文化的アイデンティティを保障する以上、言語の構成要素や、言語の反省的形態である文学作品の探索は、共同的な営為たる文化現象に於ける〈国家〉の奥深さや高みを測るものでもある。私達はパスキエの作品で多分最も研究が進んでいる、フランス詩史や詩批評をまとめた「第七巻」や語や表現の検討である「第八巻」の内容全体をここで取り上げようとは思わない。幾つか注目すべき見解を引くに留める。

パスキエは《芸術や科学》が伝播性を持つと考える。それは歴史の内側で《変動や継起》を生ずるのみならず、空間的にも《ある国から他の国に旅をする》〔687〕。併しこの文化の空間的伝播なる概念に、パスキエの思想の国際性を発見すべきではないだろう。ダンテやペトラルカを紹介し、《イタリア詩の双つの真の泉》と称えた後で《けれども我々のプロヴァンス詩に源を持つ泉である》〔696〕と付言する。つまり伝播現象が重要と言うより、その現象に於けるフランスの位置、フランスに与えられる価値が大切なのだ。どれだけダンテやペトラルカが偉大な詩人であろうと、プロヴァンス詩の伝統が無ければ彼等の作品は有り得なかった。「ソネ」がイタリアから導入されたのは認めよう。けれど実の所この言葉は「歌謡〔chanson〕」の意でチボー・ドゥ・シャンパーニュの詩中に用いられている。従ってイタリア人が「ソネ」と「歌謡」を区別するのは語源に反する（正確に言えばパスキエは区別の指摘だけで口をつぐむ）〔703〕。最新の詩形も旧来はフランスに存在しそれが再輸入されたただけだ。然も間に入るイタリア人の手許では誤解が生じていた。

《私の祖国〔patrie〕に抱く愛情》〔716〕に運ばれパスキエはイタリア詩人とフランス同時代詩人を比較考量する。彼の判断ではロンサールはアリオストやベンボに勝る。更に続ければ《どの様な主題を扱っても彼が生きた時代の第一人者の一人》〔717〕のベンボよりも優れぬとしても劣らない詩作を著したのがバイフであり、そしてパスキエ自身（！）なのだ。パスキエは詩の評価の困難を知っていた。ウェルギリウスとロンサールの一節を並べ、ウェルギリウスに軍配を上げる（想定上の）読者と、後者を撰ぶ己の双方に、先ず自己抑制を呼びかける。

《読者諸氏も私も偏見に捕われぬ様努めよう。諸氏は、時として過度の迷信によって我々が古代に抱きがちの崇拜の念に関し。私は、銘々が生まれ乍らに〔naturellement〕祖国〔patrie〕に抱く並外れた愛情に関し》〔727〕

にも不拘《ローマがロンサールより偉大な詩人をおかつて生み出したとは私には思えない》〔766〕と書きつける。私達はパスキエの眼識について何事か述べ度い訳では全くない（私達には芸術作品や他人の鑑識能力を評する素養も才も凡そ欠けている）。私達が告げ度いのは、〈フランス〉詩史の検討を通じ、パスキエが彼なりの方法で——即ち歴史や起源を媒介にして——〈フランス〉文化の「擁護と顕揚」を行ったこと、そのことである。

言語の問題でもパスキエは〈言葉のナショナルリズム〉の立場にあった。『探究』の冒頭、ラテン語引用文献に出来る限り仏訳を対置させたのはラテン語の知識を欠く読者の便を考えてだと言う〔4〕。或はフランス語書簡を出版するとの新しい企図の弁明に、ラテン語もフランス語も《私達の考えを説明する道具》〔L. II 3〕であり、この出版がフランス語を美しくする可能性も指摘する。併し既に1552年、テュルネーブ宛書簡でパスキエは、それらの理由の一層根底となるだろう〈言葉のナショナルリズム〉を表明していた。パスキエは《自分達の俗語を奨励する人々の仲間》となり、フランス語の《黄金時代》を作るであろうと、ラテン語主義者の大学者に宣言する。《私達は私達にとって生まれ乍ら〔naturel〕のものであり、手をかけることなく我々の内で育まれる》〔L. II 3〕言葉を何故用いないのか。

パスキエが如何に宮廷訛やイタリア語の流行に批判的であったかはもう省略しよう〔L. II 45-46〕、《時間》と《慣用》がそれらの言葉をパスキエに受け入れさせることもあるのだから。言語の純粹性を唱え乍ら、各地の方言を汲み上げ、職工達の専門語の前でも拒否反応を示さず《我々の言葉の完成》〔L. II 48〕への途を提案する柔軟なパスキエではあるが、ラテン語に対する反撥だけは後々迄明言し続けた。沢山のラテン語の著作を遺したパスキエの側にどのような整合的な理由があったのか。自らが用いるか否かに不拘、ラテン語＝世

界言語の通念が彼を苛立たせたのかも知れない。ラテン語の世界性が全くの幻影に過ぎない挿話が『書簡集』に載っている。ラテン語を切り崩す各国語の象徴の如き物語なので引用してみる。

《私はと言えば、私が思うにもしキケロやカエサル、サルスティウスやラテン語の大作家皆が元の状態でこの世に戻り、彼等の言葉を喋る我々を耳にしたら、彼等には我々が何を話しているか判らないでしょうし、我々の発音が、或るものはフランス風に、他のものはスペイン風に、亦別のものはドイツ風にと、国の違いに応じて変えられていると発見するでしょう。これは貴方御自身〔ピエール・ドゥ・ラ・ラメ〕が御高著『フランス文法論』で話のついでに認められたことですし、1567年、ロワゼル氏と小生がポワチエの特別法廷〔grands jours〕に赴いた折、エタンプ市ではっきりと確認したことであります。その町で一人のドイツ学生が私達とラテン語での会話を試みたのですが、我々はその半分も判らず、学生の方もそうでした。この事は、ラテン語を話していても、学生が我々には未知の、彼の国の発音を免れることが出来ず、我々も我々の発音を免れ得ない事態から由来するのだと、私は眼のあたりにして理解したのです》〔L. II 58〕

ラテン語の語彙にせよイタリア語のそれにせよ、歴史的な時間と民衆の慣用によって既にフランス語に溶解した類については今更否定の態度を守っても無益であろう。或はそれらの語彙を受容し乍らも特権的な異分子として他の語に勝る価値を付与するのではなく、何時の間にかフランス語化してしまう、己の言語やその使用者に信頼を置いていたのかも知れない。対して言語としてのラテン語は教育や思想、宗教の場では常にフランス語に対し制圧的な立場を保っていた。ラテン語はその理解者に権力を授け、世界性と歴史性を挺子に各国語の独自性を押えつける。言語と言う、極めて土着性の高い筈の現象が知の上層、文化の上層に達し得ないとしたら、否定さる可きは<土着性>であるのか、その遙か上空に浮かぶ<世界性>であるのか。パスキエの見たフランス

語とラテン語の位置関係は、ガリアの昔より独自性を保持して来たフランス教会と、己の普遍性＝世界性を信じ、あらゆる大地に支配権を築こうとするローマ教会のそれを反映するかとも想える。

ひとつの〈国家〉を構成する人々に帰属意識を抱かせるものとして〈英雄〉の存在がある。『探究』の中でパスキエは、クロヴィスやペパン、果てはシャルルマーニュ迄、年代記や伝承で神話的な英雄の扱いを受けて来た大君主の幻影に歴史批評のメスを入れ、術策家や漁色家の顔も露わにした。聖王ルイの十字軍遠征も自身の損害を呼び込んだのみだった〔615-616〕。併しその様に、一般的な通念に支えられ生きる神話的な人物像を破壊する一方で、パスキエは新たな英雄に歴史書の頁を割く。例えばそれはジャンヌ・ダルクであり、《怖れを知らず非を鳴らす処のない優れた騎士》ピエール・ドゥ・バイヤールであり、或はかのカレーの市民である。未だ適切な例、もしくは反証となる例があるかも知れないけれど、私達には典型と見えるこれらの人物像に於いてパスキエは何を語ろうとしたのか。

パスキエはジャンヌとバイヤールにそれぞれ複数の章を割く過程で、彼等の行動を記述する目的を漏らしている。ジャンヌに関しては《誰もこの乙女以上に折良く、亦上首尾にフランスを救った者はおらず、彼女のもの程傷を負った女性の名声はなかった》〔535〕と断じ、ジャンヌの偉業を貶めんとする英国人やフランス人に抗して<sup>(28)</sup>、ジャンヌとフランスの《名誉》の為、彼女の運命が如何に《神の真の奇蹟》であったか示そうとして、事態の経過や《彼女の裁判の主要点》〔536〕を物語るのだとする。亦、あらゆる悪徳を遠ざけていたバイヤールを取上げては、《第一に神の栄光、続いて、王冠を守る可く、その国王に仕えること以外、心に留めなかった》この騎士の《歳月の忘恩により殆ど埋もれてしまった》〔593〕 思い出を蘇生させようと決意する。ここから両者の物語を『探究』に収める共通の基準が看取出来る。先ず神とフランスの為に尽くした点、次に、にも不拘集団記憶の内部で正当な評価を与えられない点、そしてその不当を正す為に記述を行う点である。ただ両者の扱い方は明ら

かに異なる。ジャンヌ論の場合は、魔女とか政治的小道具、高官の情婦等のレッテルを貼られ、法の裁きを受け火刑死した少女の汚名を滌ぐことが眼目となる。その為にパスキエが採用するのは伝承の復唱ではなく、史的事実、就中親英国的な環境で実施された裁判の記録である。記録を分析したパスキエは《あらゆる断罪の動機が双つの原因に基く》と指摘する。ひとつは男装、ひとつは大天使ミカエルの声の聴取である。後者について《偏見なく》判断を下せば、ジャンヌは《こうした声が神より由来すると見做していた》のだ。《併しその声は神のものなのか、悪魔のものなのか》[541]。この様にジャンヌの主張を直接己のそれとせず、パスキエは一度客体化し、彼女の行動や予言を計測した後で《神の啓示》との結論を——然も《私はそう考え度い [je veux croire]》と断定を避け乍ら——提出する。ジャンヌの聖性を示すことは、彼女が守ったフランス王家やフランス国家の聖性を語ることだ。ジャンヌ論でのパスキエは彼女を、＜フランス＞に与えられた神の慈みの象徴と把え、伝承ではなく歴史記述の語彙を用い、象徴を覆う雲を取り除こうとした。

翻ってバイヤールの逸話は、同じくこの騎士に象徴性を付与しても、＜フランス＞の聖性を代表するのではなく、＜国民＝民族＞の徳の具現と考えられる。パスキエは「**第六巻**」中の数章を費し、バイヤールの礼儀正しさ、心の寛さ、機略や勇猛心、人望等を中心とする逸話を書き留めるが、それらはいずれも数十行を下らない、情況描写や筋立に富んだ物語を構成する。イタリア軍との戦闘で勇猛果敢な突撃の為重傷を負ったバイヤールは、付近の貴族の屋敷で養生するが、取り残された母と娘の家人が怖れを持たぬ様、兵に乱暴も掠奪もさせぬと言明、実行する。にも不拘娘の運命に不安を抑えられぬ母が保障金の如きを必死に差出すと、一度は受領し、次いで娘に、婚礼用にと渡してしまう[594-598]。亦別の逸話では、バイヤールの慰みにと送られた娘が、名誉を知る生娘であり乍ら、貧しさ故に母の命令に従わざるを得なかったと聞かされ、《半ば涙に暮れて》婚礼用の資金を手渡すバイヤールがいた[599-600]。ジャンヌ・ダルクの聖性が裁判記録と言う、謂わば人々の生活から遮断された史料から論理的に演繹されるのに比し、バイヤールの徳は生身の人間——女を欲し

がるバイヤール (!) ——の、生彩ある活写の中で、追体験的に実感されるであろう。

けれどもバイヤールでさえ、そのあらゆる徳に於いて騎士の中の騎士であり、誰もが讃歎しても、誰もが真似し得る人物ではなかった。英仏百年戦争初期のカレーの市民はそうではなく、平均的なフランス人に加えて僅かな勇氣と自己犠牲の準備があれば、伝説の主人公となれそうな存在だった。英国軍の前に力尽き降伏を申し入れたカレー市に対し、当初は市民全員の虐殺を考えた英王エドワード三世も、これらの市民が《自分達の国王の為に善き、忠実な僕であった》のだと周囲に諭され、最も有力な市民六名が生命の保障なしに英王の許に市の鍵を持参すれば他の者には慈悲を掛けると約束する。エドワードの返答に、広場に集合した市民達は深い悲しみに沈んだが、

《突然、一団の中からウスタッシュ・ドゥ・サン＝ピエールと名乗る、最も富裕で有力な一人の男が立ち上がり、全員に向かって言った。「諸君、私は神に、今迄私の為にして下さった恩恵故に感謝しておりますが、殊に、かくも幸せな運命を私に与えられたこの瞬間に、感謝の気持を新たに致します。私は逸る思いで諸君に、私がどれ程あなた方全員の生命を、私個人のものより、愛しく考えているか、お知らせしたいのです》 [676]

六名は即座に募られ、一行は《婚礼に赴くが如くに》死のみが待つであろうエドワードの許に出発した。この自己犠牲の念は英国人に通じ、六名は無事に他の市民共々亡命の地に旅立つことが出来た。逸話に付されたパスキエの感想を引いておく。

《一体我々のフランスがホラティウスもクイントゥス＝クルティウスもデキウスも欠くと言うのか。我々はローマ人と同じく、我々のそうした人々を持っている。併し異国の一際目立つ事柄を自国のものよりむしろ知ることに浮かれ騒ぐ、我々の内の或る性格が、彼等を見捨てるのだ。カレーの〔住ま

いを失った] 市民の為に新たな屋敷が建造された。[市民の不在となった] 町は英国人によって人口が再び増加した。1347年に国王フィリップ・ドゥ・ヴァロワが、空いている全ての官職がこれらの哀れな国を追われた者のそれぞれに与えられる様勅令を出したこと、高等法院の書記評定官ピエール・ドゥ・アンジェ殿、会計院弁護士ジャン・コルディエ殿がかかる勅令の執行者であったことが知られている≫ [676]

『探究』には例えば英雄的な法官、高等法院の権威を身を挺して守った人々の神話も少なからず語られた。けれどそれらの英雄像を<国家>的アイデンティティの基盤とするには、未だ幾つもの前提が必要だろう。私達はより直接的に<国家>への精神的求心力を与えそうな事例を紹介した。それらは皆神話的機能を果たすだろうが、幻影ではなく、史実の支えを有した。カレーの市民への感想にフィリップ・ドゥ・ヴァロワの勅令を接続し神話の結末としたのは、その操作の意識的・無意識的を問わず、パスキエの神話記述法の原像と思えた。

パスキエの<国家>観に於いて、<フランス>を<フランス>たらしめるものは何か。私達の印象では<国家>の物理的単位である領土も、機能的単位である司法制度や行政制度も、当時の心性的単位である宗教制度も、必ずしも<フランス>の外延を明示するとは想えない。私達には<フランス>の<国家>としての存在理由はその様な範囲性にあるのではなく、今少し異なる位相に属するような気がする。

ひとつに<フランス>は差異性を通じて導かれる。即ち<非フランス>的な存在、<フランス>の国家や文化を脅かす存在との対比、「それらではないこと」が<フランス>を限定する。古代はローマとガリア、フランク族とガリア、ノルマン人と初期フランス王朝と言った対立、中世から近・現代にかけてはローマ教会とフランス教会・フランス王権、イギリスとフランス、イタリアとフランスと言った排反的な関係がフランスの歴史そのものを形成していた。



＜フランス＞の自由とか独自性とかの理念はそうした対立の図式により浮かび上がり了解された。その意味では＜フランス＞は極めて記号的な概念であり、差異、即ち「非」が区切る概念である以上、綜体としておぼろげなイメージしか結ばないのも尤もと言えた。

私達は亦、パスキエが＜フランス＞を種々の帰属意識の集合が成立させる概念と見ていたのではないかと疑う。例えば政体としての君主制への帰属意識がある。個々の君主や王朝ではなく、君主制それ自体を是とする者は＜フランス＞と重なる。或は国境がどうあろうと、フランス国王を至上の君主と仰ぐ者も＜フランス＞と重なる、と言う具合に。言語も使用集団への所属を確認させる手段となろう。フランス語を使う者は概ね＜フランス＞的である。本来的に言葉は土着的であり、それを下位に転落させ、＜国家＞への帰属を貶ようとするラテン語主義者に、自身ラテン語作家であり乍ら、パスキエは強く異見を唱えた。

更に一層心性の奥深くから＜フランス＞への帰属感を呼び覚ますものに神話の構築があるであろう。私達は『探究』で語られる＜国民性＞の神話、＜英雄＞の神話が＜フランス＞を構成する人々に帰属意識を確認させるのではないかと考えた。＜国民性＞に関しては、＜フランス＞の内部に様々な下位の対立を生ずる危険もあったが、より大きな差異である諸国民の特性に着目することで、亦そうした＜国民性＞が≪生まれ乍ら≫のものであり起源の彼方に発する点で、無前提的な帰属への同意を誘った。圧倒的な巨大さから人並よりやや高めめの身の丈迄、多様な大きさを持つ＜英雄＞像は＜フランス＞の聖性や＜フランス人＞の有徳性、共同体＝＜国家＞の上位性を往々物語的に、感情を投入し易い形態で教えた。

併し神話の名に値するのは＜国民性＞や＜英雄＞だけではない。パスキエに於いて＜歴史＞も亦神話の役割を負わされているように感じられる。最終的に神の手を発見する点で、そしてこれは神の手の別の言い方でもあるのだが、現在に絶えず戻り、現在を説明し、現在に有り得ず、併し有り得可き価値体系を論ずる点で。——そう、『探究』にあって常に問題は＜現在＞に帰着する。『探

究』を巡る遍歴の最後に、私達はこの歴史書に於ける〈現在性〉に触れることとしよう。

## 5

私達は何故パスキエが歴史記述の対象に〈過去〉を撰んだのか、その原因を『フランスの探究』の内部に捜そうと企てた。その為に先ずパスキエの有する、〈過去〉との接触方法を検討した。かかる方法とは、ひとつに史料と考証に支柱を持つ文献学のそれ、ひとつに語源の探索によるそれ、ひとつにパスキエの体験的過去の回想、そしてひとつに感覚的な推測があった。パスキエは文献学的方法を用い、年代記や伝承に於いて事実と認められて来た事件や人物像が如何に虚構的であるかを往々教えた。語源を通じ、〈現在〉と〈過去〉の継続と切断、つまり〈過去〉の存在と、歴史に於ける〈現在〉の相対性を説いた。亦語の推移の担い手たる共同体や共同体の時間にも眼を向けさせたかも知れない。体験的過去を回想し乍ら、パスキエは身近な〈過去〉さえ〈現在〉と異なる姿をしていたと語った。そして史料の彼方では推測も大事な歴史記述の方法であり、厳密な論考の及ばぬ地点には、感覚的推測で跳び移ってみせるパスキエだった。

『探究』の理念的な起源に私達は、初期刊行の「**第一巻**」及び「**第二巻**」，「対イエズス会弁論」，『君主を巡る対話』を取り出した。『探究』「**第一巻**」ではパスキエはイタリアの歴史家を批判し、古代ガリアを当時のローマと比較、称揚した。亦古代史の叙述の過程でパスキエの自己同一化が、ガリアの地に棲まう者を対象に行われたこと、及び古代史に、〈現代〉と通底する何事かを識別したことも「**第一巻**」から抽出可能な特質である。「**第二巻**」は司法・行政制度の由来を扱った。ユージ・カペ以降〈現代〉に至る〈フランス〉の、君主と高等法院を双つの軸にまとまる国家機構が分析された。この巻は『探究』の歴史記述の非線性格の例示ともなった。1564年の「対イエズス会弁論」は教皇権の、フランス教会やフランス王権に向けられた影響力を否定し、後者の自

立性と独自性を強力に主張するものだった。『君主を巡る対話』では殊に現実的・政治的・機能的な君主像や国家論が議題に上った。そうした議論を支えるのがレベルの高い史料の数々だった。

私達は『探究』の理念的起源の根底にフランスの〈国家〉と君主と言う概念が潜むと考えた。君主の権力は絶対的であるが、それは神が個々の王朝や君主ではなく、フランスの君主制度を宜しと見た為であり、古代に溯れば君主権は相対的に過ぎなかった。国王はフランスの統一を望むなら、国内の調和の為己の権力行使を自制すべきである。亦家臣にも国王の、その場その場の意志を絶対とせず、真に国王の利益を考慮し行動する可能性が残されたようでもあった。〈国家〉である〈フランス〉の統一は、パスキエの脳裏にあって、領土や宗教的・政治的制度の範囲性に基礎を持つものでなく、共同的な一体感を形成する言語や文化、〈国民性〉や英雄の神話等を契機にして、集合的心性の領域で培われる印象を私達は持った。そして私達はパスキエに於いて、〈歴史〉も亦その種の神話であり、〈現在〉を問題としていると言った。

『探究』で〈現在〉は幾つかの位相で顔を覗かせる。第一に、挿話として記される〈現在〉がある。売官制や騎士団の歴史に関連しアンリ三世の名が引かれる [96; 139] のは、近過去よりも〈現在〉の事象と意識していると考えられる。つまり近過去の叙述の様に〈現在〉の視点から〈過去〉を振り返る形でなく、〈過去〉の売官制や騎士団制度から時間を辿る記述の延長上に、やや戻った〈現在〉が据えられている。或は前後の文脈と殆ど無関係に——《ついで乍ら [en passant]》——触れられる記事もある。「**第二巻第十八章**」冒頭でパスキエは、はっきりと《昨今の [de ce temps-cy]》と修飾して、弁護士のパラシテス法盲信を戒めた [141-143]。騎士団制度への言及では事実の報告に限られ、一方弁護士には苦言を呈すると言った具合に、用いられる言葉のレベルも様々である。極めて私的に現代の大学への不快を綴った箇所を挙げておく。

《併し乍ら、何たる不幸か！（甚だ遺憾なことにこの言葉が私の口から漏れ

てしまうのだが) 老齡の時節にあって、老人の気難しい判断で、現代のあらゆる事柄を不快に思い、過去のそれらを賞揚するのか、それともこの大いなる天空の下には、一度び完璧に達すると、その後自然の理で [naturellement] 退凋し最期に至らぬ何物も無い為か、成程学問の如何程かの火の粉は認めはするが、私の若き日に輝いていたあの偉大な光輝は見られず、簡単に言えば、私は大学の中に、大学を捜すけれど、見つけることがないのだ、少なくともフランソワ一世とアンリ二世の御世の大学は。アンリ二世の、不運で予期し得なかった死、その御子息達の幼さ、宗教の不統一、「リーグ派」、「ポリティック派」、「空威張派 [maheustre=(リーグ派から見た) 王党派]」と言った、不吉にも捏造された党派的な名称の許に為された、旧教徒から新教徒に対するのみならず、旧教徒から旧教徒に対しての、「暴動」の度重なる濫用が、大学にかかる巨大な損害をもたらしたのである。神よ、聖なる恩寵によって、大学が何時の日か、かつての如く、神の栄光と、その教会の顕賞と、フランスの、否、全キリスト教国の誉の為に、再び華開くのを見さしめよ》 [944]

第二に<過去>は<現在>への喩として把握されるものでもあった。例えばフランス史の折々に、年少の国王の存在を契機に災いが生ずるのを見て [36, 495, 512, 613 etc.], 読者は必ずやフランソワ二世やシャルル九世の治世に想いを馳せたであろう。亦十五世紀初頭、シャルル六世の下で、ブルゴーニュ公ジャン・サン・プールを中心に国内を双つに分ける大争乱が発生した。パスキエは「**第六巻**」の大きな一章を用い、ブルゴーニュ公に味方する説教師やパリの民衆の姿、パリ市民の手になる国王の捕囚、宗教の害、ブルゴーニュ公の暗殺を物語る。パスキエ自ら<<正義の苦悩に押され、今日フランスに行き渡る災いの真の似姿として、決意を以って>> [529] この長い章を著したと告白する通り、この情景はパリ・リーグのそれ以外ではない。そして更に、こうした<現在>に向けての喩的<過去>は、単に歴史の相似に思いを至らせるのみでなく、往々明確なく教訓>の指摘を伴った。私達は先に、ブルターニュ公ジ

ジャンの、怒りに任せた命令を、忠臣が敢えて実行しなかったと言う逸話を紹介した。その章の末尾にパスキエは書き留める。

《神がこの例をして、王侯には、怒りのままに何事も命じてはならないと言うことの鏡とさせられますように。怒りとは狂気の半ばなのだから。亦その家臣には、バヴァランと同様の英知と分別で王侯の命令を実行す可しとの鏡とさせられますように》 [642]

事件史の部分を取り上げても、逸話に眼を向けても、歴史は教訓に満ち、我々の姿を映し出す。パスキエは《我々の先祖の災いを知って我々が賢明となるよう》 [517] 専ら願った。

第三に、これは歴史の方法としての語源の項で触れた点でもあるが、〈過去〉は〈現在〉の前段階であり、〈過去〉の蓄積が〈現在〉を創造する。非線形的な構成を採る『探究』は、ひとつの制度、ひとつの言葉を通じ〈現在〉と〈過去〉を接近させ、亦新たな制度や言葉の追求へと移る。『探究』には、その構成自体に基いて、〈過去〉と〈現在〉の結合が至る処で窺えた。パスキエは伝統主義者であり、〈現在〉を支える〈過去〉の力、つまり起源からの継承性を非常に重視していた。セバスティアン・カステリヨン訳の『聖書』で、旧来の《天使 [Angelus]》なる語が《守り神 [Genius]》と変更された事態を例に採り、《宗教に於いて長い古代性が是として来た事柄を何事も変えてはならない》 [785] と語った。事は宗教に関わるだけでなく、《共和国にあって新奇なもの以上に怖る可きはな》 [783] かった。併しけれども、連続性だけが〈過去〉と〈現在〉の関与の仕方ではなかった。パスキエは何度も読者がアナクロニスムに陥らぬよう注意を促す。

(A) 《私が「プロヴァンス地方」と言う時は、「ドーフィネ地方」も含めている。この頃 [教皇グレゴリウス一世時代] 両者は分けられていなかったのだ》 [252]

(B) ≪これを不思議に思ってはならない。と言うのも上記の条文が著された当時、我々の国王はブルターニュ公爵ではなかったからだ≫ [307]

(C) ≪彼が収税吏について語る場合、領地の収税吏のことを意味している。御用金収税吏は未だ正式な官職として設けられていなかったのである≫ [400]

＜現代＞の常識で＜過去＞を判断してはならない。パスキエの好みの用語を借りれば、≪様々な時代 [diversité des temps]≫, ≪様々な世紀 [siecles]≫, ≪様々な時世 [saisons]≫ に応じ、風習も制度も言語も多様である。古代から現在迄、連綿と継続する事柄も存在する。例えばガリアの自由や自立の伝統の如く。例えばフランスの君主制の如く。併し亦長い歴史の中で生起し、消滅する事柄も少ないところではない。＜現在＞は不変のままに大古から存し、未来へと続く訳ではない。＜現在＞はあくまでも相対的である。＜永遠の現在＞と言った類は存在しない。

史料と考証を土台に厳密な学たるを旨に再生した＜歴史＞は、その基本的理念に＜永遠の現在＞の否定を含むが故に、＜現在＞を統治する諸機構や諸理念に対し、強力な破壊力を持つイデオロギーとして作用した。私達は既に何度も言及したが、教皇権とフランス王権の確執を中心に据える「**第三卷**」はその意味で、＜歴史＞の有する破壊力を私達に改めて教える、『探究』中の白眉とも言える頁である。初期教会史に於いては、打ち棄てられたかつての帝都ローマに置かれた、他と対等の一司教座が、周辺諸国やローマ帝国の変動の中で僅かずつ権力を伸長させ、他の司教座に抜きん出た地位を獲得し、宗教的影響力に政治的なそれを加え、やがてはひとつの王国の運命を操り、意に添わぬ君主を廃しその王国を他の者に与えるに迄至った。『探究』のこの巻は、私達に言葉を失わせる程圧倒的な迫力でその間の事情を描写する。そして私達は知るのだ、＜現在＞にあってフランス国王に破門を宣する教皇、サリカ法を越えて王権を移譲させようとする教皇も、初期教会の頃は一介の聖職者に過ぎなかったのだと。

歴史は<現在>の背後に隠れた事実を露呈させることで強烈な意味を持ち得た。そしてパスキエは<歴史>の力を認識していた。例えばこれは遙かに些細な事柄に関してだが、<<祝祭 [feste]>>や<<饗宴 [banquet]>>と言う語の誤用を論じて、彼はこうした誤用が<<古代や「歴史」の知識なくして知られないであろう>> [778] と述べた。<歴史>は<現在>の誤りや過ちを明らかにする。併しく<歴史>が<現在>のヴェールを剥いで露呈させるのは本当に<過去>の実像なのか。ここに<歴史>と<現在>の第四の関係が問われることになる。

歴史批評の有り方が論議される過程で、十六世紀の歴史家達は、歴史記述や歴史批評に向かう己の<主体>が己の営為に及ぼす影響に、充分気が付いていたらしい。パスキエも著作の対象を同時代史としない理由に、作家を取り巻く同時代の状況故に、意識的・無意識的に特定の立場を彼が撰択してしまう可能性を挙げた筈だ。事態は古代史記述者にとっても理論的には同様であり、例えば色々な年代記作家がトロイア神話を各国史や各地方史の起源伝承に援用するのを彼は、

<<それ故に歴史記述者達は、自分達が記録を行う国に恩恵を施そうと、その起源を、ギリシア神話が言及する最も古代の物語から導き出すことを目論んだのだ>> [40]

と分析した。時に<歴史的ピュロニスム>の名で呼ばれる歴史記述の相対性の問題をパスキエが、だが、どれだけ根を詰めて思索していたか、疑念は多い。多種多量の史料とより精密な考証に頼れば<主体>の関与度を縮められるとの判断は存したろう。けれども私達には『探究』が最終的にはパスキエの<主体>によって見事に貫かれていると見える。

一方でパスキエは、数多くの<<好奇心 [curiosité]>>なる語の使用が暗示する様に、<過去>を探索する魔力に取り憑かれていた。<現在>に隠れて現われない<古代>の姿を知ろうとする、純粋な欲求に動かされた人間だった。あらゆる理論的反省よりも多分、<歴史>の面白さが勝っていた。一方亦パスキ

エは、歴史記述に強い使命感を覚えてもいた。「**第四巻**」で、ラケットを用いるにも不拘「掌球」と呼ばれる球戯や、弁護士の被る四角い「丸帽」の昔を物語る際、≪この事は現今でも奇妙であるが、将来にあっては或は更に一層奇妙に思えるであろう≫ [395] と言うパスキエは、歴史を辿る困難と、それ故に未来の史家の為にく<現在>を語り継ぐ可き使命を悟っていたろう。人間の事象を可能な限り客観的に取り出し、意味付与を控えたままに書き留めること [189]、パスキエはその責務を引き受けようとした。

併し亦一方パスキエは、<歴史>に一定の意味があり、その意味が何であるかを『探究』の出発点に於いて既に知っていたとの印象も残す。理念的な原点と言う前提で話を進めた『探究』「**第一巻**」及び「**第二巻**」、「対イエズス会弁論」、そして『君主を巡る対話』はいずれもパスキエの三十台前半、『探究』の大部分が執筆される以前に公けにされた。無署名だがパスキエの作品と同定される場合が多いパンフレ『王侯大貴族への勸告』は1561年の出版である。理念的な発生の場と製作時間上のそれとを混同したり、永久に完全な同定が不可能かも知れぬ匿名の論考を援用するのは忸怩たる想いがあるけれど、同時期の書簡を併せ読めば、パスキエが『探究』と取組み始めた頃、既に<国家>や宗教、王権と教皇権の範囲に関する、その後のパスキエの生涯のものとなる課題を抱えていたとの傍証とはなるろう。つまり私達の考えはこうである。<国家>と言う理念と<歴史>と言う理念がパスキエの裡に、ある時期から並行して、然も分ち難く存在した<sup>(29)</sup>。彼は無意識にせよ<歴史>の理念に支えられて<国家>の現実を見定め、<国家>のそれを枠組にして<歴史>の史料を検討した。パスキエには物事の起源やそこからの展開に対する深い関心があったし、歴史の批評や記述の理論にも通じ、そしてその営為に誠実であろうとした。併し批評する<主体>、記述する<主体>を全き迄に還元し得る歴史家等存在するものだろうか。

私達はパスキエの文献学的方法に触れた部分で、デュ・ティエやフォーシェの名が、如何にも彼の論の客観性を証明するかの様に引用されるのを見た。だが私達が言い落したのは、デュ・ペロンの側にもこれらの名と並ぶ、当時の史



学界の権威、デュ・アイヤンがいたと言う事実である。デュ・アイヤンを撰ぶか、デュ・ティエを採るかは多分、当時の歴史学の内部では第一に先ず信念の問題だったのではあるまいか。パスキエは既製の史書や伝承、通念に異を唱え、より客観的なフランスの歴史を描こうとした。併し最後の地点でやはり記述者の視角は残存した。どれだけ厳密な史料を土台としよう、史的文書の解釈の違いひとつでイデオロギー上の対立者に論拠を与える結果ともなる。

否、本当を言えば<歴史>とはその相対的思考の故に、<現在>の絶対性に根源的に対立するイデオロギーでもあった。パスキエの判断ではとりわけ教皇権を解体し相対化する筈の<歴史>が、教皇権を支持する者にも仕える様になる。これは<歴史>というイデオロギーの敗北なのか、それとも勝利なのか。ただパスキエとしては、如何にデュ・ペロンが己のイデオロギーの為に<歴史>を用いようと、彼の方では<歴史>を手放す訳にはいかなかった。新しい宗教思想にも不拘、教皇権は現実に未だフランスに根を下ろし続け、<国家>の中枢を抑えていた。アンリ四世も聖別式と改宗（そして恐らく破門解除）なくしてリーグ戦争を乗り切れただろうか。かかる強力なイデオロギーを前に、むしろそれに半ば搦め取られ、それ自体で存在し得る近代的な<国家>の概念、機構的に完成からは程遠く、その中心たる<君主制>の理念も宗教戦争下の論争や現実で度々揺れ動いた、実在感の乏しくさえある、比較的新しい<国家>の概念の先行きは危う気に思えた<sup>(30)</sup>。それを支え抜く為にパスキエは<過去>を暴く<歴史>と言うイデオロギーを必要とした。同時代史が<<後世に [à la posterité] >>読まる可き歴史であるとすれば、<過去>の<歴史>は<現在>の読者に宛てて書かれたものであろう。<国家>をより実体的にするひとつの方法としての<過去>、それこそが正しく『<フランス>の探究』に描かれた世界だった。

## 註

- 1) 私達が底本として使用した E. Pasquier の著作とそれらの本稿での日本語題銘を挙げる。 *Les Recherches de la France* (『フランスの探究』), in *Les Œuvres*

*d'Estienne Pasquier*, Amsterdam, 2 vol., 1723, t. 1, col. 1-1016; *Pourparler du Prince* (『君主を巡る対話』), in *Œuvres*, t. 1, col. 1017-1044; *Pourparler de la Loy*, in *Œuvres*, t. 1, col. 1045-1052; *L'Alexandre* (『アレクサンドロス大王』), in *Œuvres*, t. 1, col. 1053-1062; *Plaidoyé d'Estienne Pasquier pour Monsieur le Duc de Lorraine*, in *Œuvres*, t. 1, col. 1067-1094; *Les Lettres* (『書簡集』), in *Œuvres*, t. 2, col. 1-688; *Le Catéchisme des Jésuites* (『イエズス会士の教理問答』), éd. Cl. Sutto, Les Editions de l'Université de Sherbrooke, 1982; *L'Interprétation des Institutes de Justinian* (『ユスティニアヌス法典解釈』), éd. Ch. Giraud, Slatkine, 1970 (1847); *Congratulation de la Paix faite par sa Majesté* (『和平祝賀詩』), in *The Paris Entries of Charles IX and Elisabeth of Austria*, ed. Graham and Johnson, U. of Toronto Press, 1974, pp. 247-263; *Ecrits Politiques* (本論中では冒頭に収められた *Exhortation aux Princes et Seigneurs*. のみ『王侯大貴族への勸告』の名で言及予定), éd. D. Thickett, Droz, 1966; *Lettres Familières*, éd. D. Thickett, Droz, 1974. 所収の、『書簡集』に含まれない若干の手紙; そして, G. Charlier, Les «Sonnets d'Estat», in *Mélanges Paul Laumonier*, Droz, 1935, pp. 275-286. でパスキエ作と同定された十篇の政治詩; 更に *Annales Poétiques*, t. 6, Paris, 1778, pp. 171-216; *Anthologie poétique française*, éd. M. Allem, Garnier-Flammarion, t. 2, 1965, pp. 74-80; *Poètes du seizième siècle*, éd. A.-M. Schmidt, Gallimard, 1953, pp. 1012-13, 1015. の各詞華集中の詩作。

私達が参照出来なかったのは, (a) Amsterdam 版 *Œuvres* に未収録の作品群, (b) *Œuvres*, t. 1, col. 1113 以下のラテン語作品群, (c) *Œuvres Meslées*, in *Œuvres*, t. 2, col. 689 et suiv. である。(b) については私達の読解能力の欠如を原因とする。同じ原因で『探究』以下の文献中のラテン語・ギリシア語文は私達の手に残った。*Œuvres Meslées* を除外した理由は単純で, 私達の手許にある Amsterdam 版 *Œuvres* 「第二巻」には col. 737-1104. が欠けている為である。*Œuvres Meslées* の大部分と Nicolas Pasquier の『書簡集』「第一巻」及び「第二巻」冒頭が落丁の部分で構成する。この外に私達は, 十六世紀及び十七世紀に出版されたパスキエの著書の刊本も残念乍ら殆ど参考にし得なかった。それらも含めパスキエの作品の文献学的関心は, 殊に D. Thickett, *Bibliographie des Œuvres d'Estienne Pasquier*, Droz, 1956; id., *Supplément de la Bibliographie des Œuvres d'Estienne Pasquier*, in *B.H.R.* t. 37, 1975, pp. 251-263; Léon Feugère, *Bibliographie des œuvres de Pasquier et de celles qui le concernent*, in *Œuvres choisies d'Etienne Pasquier*, éd. Feugère, Firmin Didot, 2 vol., 1849, t. 1, pp. CCVII-CCXXXVIII. が満たしてくれるであろう。ただ私達としては, 上記の底本以外に, E. Pasquier, *Choix de Lettres sur la littérature, la langue et la traduction*, éd.

D. Thickett, Droz, 1956; id., *Lettres historiques*, éd. D. Thickett, Droz, 1966. の名も挙げておき度い。Feugère 版 *Œuvres choisies* や Thickett 編の各『書簡集』は Amsterdam 版 *Œuvres* の稀ではない誤植や判じ難い構文に出会った時、対応箇所が存在する場合にはとても有難かった。

パスキエの著書への言及は、以後〔 〕を用いて示す。主たる対象である『探究』に関しては単にアラビア数字で該当欄を指し、『君主を巡る対話』には PP. の略号と *Œuvres*, t.1. を表す I を、『アレクサンドロス大王』には AL. と I を、『書簡集』には L. と II を用い、その後該当する欄をアラビア数字で付すものとする。『ユスティニアヌス法典解釈』には略号 Inst. と、頁数に対応するアラビア数字、*Ecrits Politiques* には略号 EP. と、同じく頁数の為アラビア数字をあてた。全くの蛇足と思うが、Amsterdam 版 *Œuvres* は二欄で一頁を構成する版型を採り、欄毎にナンバーが付される。併し一欄の情報量は多大で、フォリオ判一頁を覆う筈である。

- 2) Estienne Pasquier のカナ表記にあたって、大いに迷った。日本での多くの先達は彼の姓を《パーキエ》、もしくは《パキエ》と記した。或は La Croix du Maine や Du Verdier の、それぞれの *Bibliothèque Française* の十八世紀の編集者・解説者は註釈の中で Pâquier と綴っている。一方十六世紀の、私達が眼を通して来たささやかな文章の範囲内では、例えば Montaigne=Montagne, Aubigné=Aubigny, Hotman=Hoteman, Boaistuau=Boistuau その他沢山の個人名について、沢山のヴァリエーションで綴字法の揺れがあるのに、Pasquier の場合はそうした揺れが私達の印象には残っていない。《パキエ》等と呼んでいたなら、Pâquier、もしくは Paquier の綴が私達の眼に留る程度に残存しても宜い気がする。揺れが生じ得ない迄に読み方が定着していたのだろうか。《s》の発音の省略がパリの流行であったにしても、それをパスキエや当時のフランス人一般が積極的に採用していたかどうか、疑問だ。亦現代のフランス人も抵抗なく《s》を発音している感がある(1989年秋来日した Reims 大学教授 Yvonne Bellanger 夫人の講演会で、日本の Pasquier 研究の第一人者、日本大学教授菅波和子先生の問題提起に応じての発言中、夫人は私達の歴史家を先ず [paskje] と呼び、次いで菅波先生の [pakje] との発音を受けて《s》を落とした様子であった。pratique が全く不得手で、記憶力も悪く、その上思い込みが激しい私達の報告では信憑性に著しく欠けるけれど)。私達は《パキエ》とする所以が明確でないままに慣例に従い、亦慣例を作る一助となるのは余り好ましくないかも知れないし、少なくとも揺れの可能性を留めた方がよいのではないかと考えた。根拠が納得出来れば何時でも《パキエ》に変更する用意がある。大凡通説に異を立てるのは余り得意ではないのだ。因に『探究』の邦語名も『フランス考』が定着する所だが、《recherches》なる語への私達なりのある想い入

れがあって、敢えて『フランスの探究』とした。勝手に言えば『探究』には同音異義語の「探求」も連想させたかった。

- 3) パスキエ自身が生存する同時代人の評価に対し口を噤む例として、次の一文を参照。「Messire Anne de Montmorency, Chevalier sage et avisé, la vie et presence duquel me commande d'en penser plus et moins dire」〔112; 記号は文字化した〕。
- 4) 既に別の稿で挙げた書物以外に何も引けないのは、私達の怠惰を明らかにする結果となろうが、それでも次の三冊が刺激的な研究書である事実には変わりはない。J. H. Franklin, *Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History*, Columbia U. P., 1963; D. J. Kelly, *Foundations of Modern Historical Scholarship*, Columbia U. P., 1970; G. Huppert, *L'Idée de l'histoire parfaite*, traduit de l'américain par Françoise et Paulette Braudel, Flammarion, 1973〔原著は1970年出版。更にパスキエを論述する「第三章」は、その二年前 *Naissance de l'histoire en France: Les «Recherches» d'Estienne Pasquier*. の題銘で *Annales E.S.C.*, vol. 23 (1968), pp. 69-105. に掲載された論文と基本的に同一である〕。
- 5) 人間パスキエの姿は『探究』や『書簡集』の自己言及的な文章によく現れるが、それを手際良くまとめて「パスキエ論」(或はその一部)とした文献では、Léon Feugère, *Etienne Pasquier*, in *Caractères et Portraits littéraires du XVI<sup>e</sup> siècle*, Didier, 2 vol., 1859, t. 1, pp. 137-372〔この論文は1848年に単独で出版された模様だが、その版は未見。亦 Feugère 編 *Œuvres choisies* の Introduction の大部分を構成する〕; L. C. Keating, *Etienne Pasquier*, Twayne Publishers, 1972〔東京大学教養学部図書館の蔵書を拝見させて頂いた〕; D. Thickett, *Estienne Pasquier*, Regency Press, 1979. が挙げられよう。『イエズス会士の教理問答』や『ユスティニアヌス法典解釈』の序文も貴重である。
- 6) 私達はパスキエの四篇の法廷弁論を読むことが出来る。『探究』中の「対イエズス会弁論」(本論中に後出), *Playdoyé pour Monsieur le Duc de Lorraine* (註(1)参照), 『書簡集』に収められた *Playdoyé pour la ville d'Angoulesme* [L. II 141-156], *Playdoyé pour Jean de Blosset* [L. II 313-326] がそれらである。Th. Glaser, *Deux discours manuscrits d'Estienne Pasquier*, in *R.R.* t. 8, pp. 1-28. も参考になるだろう。亦パスキエの法廷弁護人としての勇姿を伝える同時代人の言葉には、例えば次の様なものがある。「[...] soit que l'on considere avec quelle admirable fecondité de discours jointe a une profonde doctrine, il plaidoit a la face de tout un Parlement, où il estoit presque toujours chargé des plus belles causes, soit que l'on le regarde au milieu d'un grand nombre

de Cliens, qui l'alloient tous les jours consulter comme un Oracle sur quelque point de Droict ou sur quelque article de nos coustumes [...]» [Scevole de Sainte-Marthe, *Eloges des hommes illustres*, mis en François par G. Colletet, Paris, 1644, p. 579].

- 7) 〈歴史家〉パスキエに焦点を当てた考察では、前掲書の外に P. Bouteiller, Un historien du XVI<sup>e</sup> siècle: Etienne Pasquier, in *B.H.R.*, t. VI, 1945, pp. 357-392. が役立った。
- 8) 私達のフォーシェに関する印象は、Claude Fauchet, *Œuvres*, 1<sup>ère</sup> partie, Saltkine, 1969 (1610) [2<sup>e</sup> partie は未読]; id., *Recueil de l'origine de la langue et poesie françoise*, éd. J. G. Espiner-Scott, Droz, 1938. の読後感に基く。Espiner-Scott は Claude Fauchet et Estienne Pasquier, in *H.R.*, t. 6, 1939, pp. 352-360; 及び *Claude Fauchet*, Droz, 1938, pp. 253-269. で、パスキエとフォーシェとを幾つかの点で比較する。
- 9) 私達がこの枢機卿を Du Perron と同定し得たのは、パスキエが反論の目的で引用する文章を偶然 Le Cardinal du Perron, *Harangue faite de la part de la chambre ecclesiastique*, Paris, 1615, 特に p. 21 et suiv. (*Les Diverses Œuvres*, Slatkine, 1969 (1633) では t. 2, p. 604 et suiv.) で発見した為である。

デュ・ペロンの演説は1614年から1615年にかけて開催された三部会の席上、第三身分の主張する王権の至上性とそれへの忠誠の誓言を巡る条項を反駁する目的で、12月31日に貴族院で、1月2日には第三身分院で行われた。私達の手許の上記 *Harangue* には、かかる条項に関連した議事の記録（第三身分の眼で見ている様な印象を与える）である *Les Resolution et Arrestez de la Chambre du Tiers Estat*, Paris, 1615. が添えられるが、後者中のデュ・ペロンの内容と *Harangue* の収めるものとはかなり異なる。デュ・ペロンは *Resolution*（枢機卿はこのタイトルに言及しない。ただ *Mercure François*, t. III, Troisième Continuation, p. 265. が *Resolution* だと同定する）の「演説」が己のものと《意味も言葉も全く違う》ので *Harangue* を刊行したと序文で訴える。私達には *Resolution* の「演説」と *Harangue* の「演説」とどちらが原型に近いのか判断し兼ねる——P. Feret, *Le Cardinal du Perron*, Didier, 1877, p. 117. は勿論デュ・ペロンの言葉をそのまま採用するけれども、一体大八折判百二十頁の原稿が、どれ程 «fort couramment» だろうと、《三時間》で読まれるものであろうか——。併しパスキエが反論の為に用いたテキストは *Harangue* である。三部会の閉会が2月23日であり[cf. *Mercure*, p. 403], その後に（閉会以前の可能性もある）先ず *Resolution* が出版され、それを読んだデュ・ペロンの決意で *Harangue* が世に送られたとすると、パスキエが *Harangue* を見て反論を書き加えたのは、早くとも春以降であろう。彼は1615年8月30日、

同様の問題を論じた『探究』「**第三卷第十八章**」を書き終え死の床に就いたとされる〔Feugère, *Vie d'Etienne Pasquier*, in *Œuvres choisies*, t. 1, p. XLVII. 但し Feugère の言の拠り所は必ずしも良く判らない。パスキエの息ニコラ——Nicolas Pasquier を巡っては, cf. L. Feugère, Nicolas Pasquier, in *Caractères et Portraits littéraires du XVI<sup>e</sup> siècle*, t. 1, pp. 373-396; Louis Audiat, *Un Fils d'Estienne Pasquier, Nicolas Pasquier*, Didier, 1876.——の『書簡集』中, Loisel 宛の一通で «Le matin du 30. jour du mois d'Aoust, il mit la dernière main à l'œuvre, par lequel il montre que le Pape ne peut déposer nos Roys, ni dispenser leurs sujets du serment de fidélité que naturellement ils leur doivent»〔*Les Lettres de Nic. Pasquier*, in *Œuvres d'Estienne Pasquier*, t. 2, col. 1197〕と語られるが, もし Feugère の断定がこの一節のみに基くとすれば, やや速断の嫌いが無いでもない。ニコラの文章は確かに1614年の三部会のテーマを要約し, 「第十八章」にもデュ・ペロンの *Harangue* への明らかな批判が存在するが, 亦これはパスキエの生涯の一大テーマでもあり『探究』の多くの章が関与してくる(例えば聖職者の国王への «serment de fidélité» については「**第三卷第三十六章**」がよくまとめる)。つまり, パスキエの死の直前の数カ月, 教皇権と王権の問題はあたかも八十六歳の生涯に亘る闘争を象徴するかの如く, 彼に『探究』への最後の加筆を行わせていた。私達は何時生を終えるか判らないから, 〈晩年〉とか〈死〉と言う言葉で, 生き残った者が死者の仕事を測っても意味がないとも思える。併し他方ある程度の年齢になり, 周囲に死者の数が増えてくると, ひとつひとつの行動に, それが最後の営為となる可能性を配慮しつつ向かう場合もあるだろう。であるなら宗教戦争を生き存らせ, 既に高齢に達していたパスキエも, 1614年から1615年にかけて世間の耳目を集めた議論に, パスキエなりの方法で参加し, 時の代表的な親教皇派の論客に一撃を加えることに何等かの天命を自覚したかも知れなかった。上記の様にこの問題を論じた「**第三卷第十八章**」(?)への補足を終えると, パスキエは孫達の家庭教師に《自分は論考を完成させる最後の一行を著し, もうこれ以上この論考に触れることはない》〔*Les Lettres de Nic. Pasquier*, col. 1197〕と告げたようだ。暗示的な台詞ではないだろうか。尚, パスキエの「フランス教会」観については, Cl. Sutto, Etienne Pasquier et les libertés de l'Eglise gallicane, in *Revue d'Histoire de l'Amérique française*, vol. XXIII, n° 2, 1969, p. 246 et suiv. も参照。

- 10) 例えば Louys Richeome, *Plainte apologetique*, Bordeaux, 1603. には以下の文章が認められる。«De ces trois [=Clovis, Charlemagne, saint Louys] comme choisis en bute sur tous les autres, il [=Pasquier] a parlé ausi [sic] indignement qui pourroit faire un tres-grand ennemy des François. [...] De

Charlemagne il en escrit cruellement à outrance. Il en fait un Prince rusé, ambitieux, ravisseur du bien d'autrui, du tout malin et vray Machiaveliste, se jöüant du monde avec les Papes: usant et abusant de toutes choses aux despens de Dieu et des hommes, pour s'aggrandir. Et non seulement ensuit, mais surpasse en medisances les sectaires de nostre temps, qui ne peuvent parler de bonne bouche, ni escrire de bonne ancre de ce Prince, parce qu'il a esté capital ennemy des heresies, comme aussi particuliere-ment amy et devot du saint Siege qui'ils [sic] haissent sur tout» [pp. 205-206, 208-209]. イエズス会士によるパスキエ攻撃文書は幾篇も知られているが [cf. Feugère, Bibliographie des œuvres de Pasquier et de celles qui le concernent, p. CCXXVIII et suiv.], 私達が参照出来たのはこの *Plainte apologetique* と, Garasse 神父の手になる有名な *Les Recherches des Recherches [...] de M<sup>e</sup> Estienne Pasquier*, Paris, 1622 [BN. 8°L46.2. microfilm] のみであった。

- 11) 〈文学愛好家パスキエ〉の相貌を扱う文献では, cf. M. J. Moore, *Estienne Pasquier, historien de la poésie et de la langue françaises*, Société française d'imprimerie et de librairie, 1934; S.W. Sweany, *Un Pionnier de la critique littéraire en France: Etienne Pasquier (1529-1615)*, in *French Literary Criticism*, vol. 4, 1977, pp. 45-55 [私達が存在すら知らなかったこの研究については, 中京大学教授伊藤進先生からコピーを頂戴した。いつもながらの御好意に厚く感謝する]; id., *Estienne Pasquier (1529-1615) et Nationalisme littéraire*, Champion, 1985 [但しこれは Sweany が同じタイトル——精密に言えば紀要論文と同様にパスキエの名を Etienne と綴るが——で発表した Ph. D. 論文——University of Missouri, 1973, Xerography——そのものである。従って Sweany は Ph. D. 論文の概要を紀要誌に載せ, 続いて本論を刊行したことになる]。亦総合的なパスキエの研究書にも必ず文芸・言語の歴史家たる彼の業績は登場する。一方パスキエの著作を文学史的観点から考察する類には, Paul Barbier fils, *Quatre vers latins d'Etienne Pasquier*, in *R.E.R.*, t. 4, 1906, pp. 73-74; J. R. De Lutri, *A New Look at Etienne Pasquier: The Historian as a Letter-Writer*, Univ. of Illinois Ph. D., 1971, Xerography; B. Bray, *Les «Lettres Amoureuses» d'Etienne Pasquier, premier roman épistolaire français?*, in *C.A.I.E.F.*, t. 29, 1977, pp. 133-145 [先に述べた事情で私達は *Lettres Amoureuses* そのものは読んでいない] があった。特殊な領域では, ジャック・ピノー, 『フランスのことわざ』, 田辺貞之助氏訳, 白水社, 1957年, pp. 39-42. がパスキエの諺への関心を扱う。
- 12) 私達は過去の歴史書の価値を求めようとして, 往々その歴史書の記述がどれ程正しいか, より正確に言えば, どれ程現代の歴史学者の見解と一致するかを基準とし

がちである。一例として D. Thickett は幾度もこの言葉, «Both modern historians and the 16th-century Pasquier are in agreement that the university had its origins in the cathedral school of Notre Dame de Paris» [*Estienne Pasquier*, p. 188] に類した文章を著した。だが検証不可能な〈過去〉を前にして、現代の解釈が相対的であるのも事実だと思う。将来に亘って現代の解釈が通用し続けるとは、余り考えない方が宜い。私達はどう仕様もなく〈現在〉に囚われているから、必ずや〈現在〉を密輸入してしまうが、それでも十六世紀の事象や思考を十六世紀の街角に立って先ずは眺め度いと願っている。それらの光景が私達の裡に何を生むかは別の話である。

- 13) 但し例外はある。「Je dy ceci en passant pour monstrier quelle tyrannie exerce sur nous le commun usage» [591].
- 14) 確かにパスキエの対イエズス会弁論はひとつの〈伝説〉と化していた。1597年、今度は Simon Marion が大学側弁護士としてイエズス会に論陣を張った時、パスキエの名は直接出さぬ迄も、次の様な言葉で彼の弁論を想起させた。「Car, en la Cause célebement plaidée, trente Ans sont et plus, sur la Reception, non pas de leur Ordre, (qui n'a jamais esté approuvé en France,) mais de leur College, au Corps et Privileges de l'Université, les plus sages Hommes de ce temps-là, vrayement excellens en la Conjecture des Affaires du Monde, previrent dès lors, que, par Traict de Temps, ils allumeroyent le Flambeau de Discorde au Milieu du Royaume, et en procureroient l'Entrée à l'Espagnol, qui les nous envoioit comme ses Emissaires» [(S. Marion), *Plaidoyé, sur lequel a esté donné, contre les Jésuites, l'Arrest du 16. Octobre 1597, inséré à la fin d'iceluy*, in *Supplément aux Mémoires de Condé*, 3<sup>e</sup> partie, s.l.n.d. (1744?), p. 230]. 亦十六世紀最大の同時代史家 De Thou はその *Histoire Universelle* [仏訳版, La Haye, 1740] で八頁を費し、ロヨラの伝記共々この訴訟を記述したけれど、その中にパスキエの弁論の十分な引用を収めた [t. III, pp. 545-546].
- 15) パスキエが援用するデュ・ティエの論は, cf. Jean du Tillet, Sieur de la Busiere, *Recueil des Roys de France*, Paris, 1580, p. 144. 付言すると, デュ・ティエの治水に関する言及は本文中の全くの挿話であり, パスキエが如何に几帳面にノートをとっていたかを忍ばせる処だ。
- 16) 「第三巻」以下の章題を私達は補遺に訳出した。
- 17) «The Montaigne of history» [H. Baudrillart, *Etienne Pasquier, écrivain politique*, Paris, 1863; 但し D. R. Kelley, *op. cit.*, p. 272. よりの孫引きである]
- 18) 私達が部分的に眼を通したのは, Bernard de Girard, Seigneur du Haillan, *De l'Estat et Succes des affaires de France*, Paris, 1619. である。



- 19) パスキエとイエズス会の関係を巡っては、既述の文献の外に、F. Michaux, *Estienne Pasquier et les Jésuites*, in *R.H.L.F.*, vol. 33, 1926, pp. 87-97. を、そして殊に『イエズス会士の教理問答』の文学史的・思想的意義に関しては、R. Zuber, *Prélude aux Provinciales: Le Procédé du Jésuite de Comédie dans le Cathéchisme des Jésuites*, in *Cahiers V. L. Saulnier*, 2, *Traditions Polémiques*, E.N.S.J.F., 1984, pp. 95-109. を参照した。
- 20) cf. *Plaidoyé de Feu M<sup>e</sup> Pierre Versoris*, in *Œuvres d'Estienne Pasquier*, Amsterdam, t. 1, col. 1101-1112.
- 21) John Parkin, *Machiavellism in Etienne Pasquier's 'Pourparler du Prince'*, in *M.L.R.*, vol. 68, 1973, pp. 530-544. はこの対話篇の問題点をよく抽出する。
- 22) Parkin の前掲論文は『君主を巡る対話』に於ける機能的・現実的政治理論の優勢を、時代の「speculative」な空気に求めこう語る。「I feel that sufficient evidence exists for one to assume that Pasquier did have Machiavelli in mind during the composition of the *Pourparler du Prince* and that, of this evidence, the *Curial's* military policy is the strongest element. Whatever conclusions one draws about the effect of Machiavelli on Pasquier at this time, the fact remains that the latter allows a statement which, fifteenth years later, would undoubtedly have been seized upon as being Machiavellian [...]. This seeming intellectual irresponsibility on the part of the younger Pasquier may be explained, I feel, by two factors: the period in which the *Pourparler* was written, and its manner [...]. The period before the outbreak of the religious wars in France was one in which a degree of speculative writing was indulged by French intellectuals» [p. 543]. だが私達は『対話』が君主教育論であり、亦1560年の刊行と言う事態を斟酌すると、1559年に十五歳の若さで王位に就いたフランソワ二世の存在をパスキエが全く意識しなかったことはないのではないかと思う。周知の如くフランソワにはロレーヌ家の影響力が強く働いており、他方パスキエはその中心人物たる枢機卿シャルルに『探究』「第一巻」を献呈した [L. II 27]。前述の通りこの『探究』が『君主を巡る対話』を伴っていた可能性は大いにある。
- 24) cf. «Sans doute les déclarations traditionnelles sur la Fortune et la divine Providence ne manquent-elles pas dans les *Recherches*, mais elles restent extérieures à l'ouvrage, elles n'y jouent aucun rôle» [Huppert, *L'Idée de l'histoire parfaite*, p. 65; *Annales* 掲載論文では p. 96. フランス語の文章は若干異なる]; «A close acquaintance with the *Lettres*, etc., makes this assumption [Huppert の上記の見解] questionable. Pasquier's attitude is, to a certain extent, ambivalent. As a sincere Christian, he sees events as divinely controlled,

but as a practical historian and as a French national with a highly developed critical sense and one who does not despise the use of Reason, other factors are also taken into consideration» [Thickett, *Estienne Pasquier*, pp. 167-168].

- 23) 私達が偶々気付いたケースに限られるが, «absolu» は «puissance» を九回形容し, その所有者は「教皇」[153, 188, 207, 247], 「君主 (国王)」[66, 316, 446, 551], 「(シチリア) 王妃 (コンスタンティア)」[621], «autorité» を二度形容し, その所有者は「教皇」[345] と「国王」[556], «commandement» を二度形容し, その所有者は「(ブルゴーニュ) 公爵」[641] と「国王」[996] であった。亦次の言葉を各一度ずつ修飾した。«juge» [245: 即ち教皇], «main» [356: 教皇の], «volonté» [399: 君主の], «Dame» [560: 即ちルイーズ・ドゥ・サヴォワ], «gouvernement» [583], «seigneur» [623], «sieur» [795], «procureur» [865: 即ち教皇代理].

«absolument» は «commander» に四度掛かり, その主語に「国王」[228, 891], 「上位聖職者」[183], 「(英国の) 公爵 (摂政)」[941], «s'en faire croire» に二度掛かり, その主語に「君主 (国王)」[651, 795], 亦次の語を各一度ずつ修飾した。«être reconnu» [153: 教会の優位が], «regner» [625: ナポリ国王が], «tenir les premières dignités de la France» [795], «s'en faire accroire» [865: 元老院議員が]. — 以上に限り綴りは現代化した。

- 25) パスキエの新教運動や寛容主義への意識を巡っては, 既述の文献の外に, A. Chamberland, *Etienne Pasquier et l'intolérance religieuse au XVI<sup>e</sup> siècle*, in *Revue d'Histoire Moderne et Contemporaine*, t. 1, 1899-1900, pp. 38-49 [大阪大学所蔵。この資料の閲覧にあたり大阪大学大学院浜田明氏の御手をわずらわせた]; D. Thickett, *Etienne Pasquier and his part in the struggle for tolerance*, in *Aspects de la Propagande Religieuse*, éd. H. Meylan, Droz, 1957, pp. 377-402; J. Parkin, *Etienne Pasquier: tolérant ou indécis?* in *Studi Francesi*, Anno 24, 1980, pp. 205-223. を参照した。
- 26) 私達の用いた『祝賀詩』の1570 (1571) 年のテキストと Amsterdam 版 *Œuvres* 所収のそれとは若干異本文が存するようだ。後者を私達は眼にすることが出来なかったので, K. Glaser, *Note sur le texte de «La Congratulation de la Paix» d'Estienne Pasquier*, in *R.R.*, t. 8, pp. 136-140. を参考にした。
- 27) 私達はここで Jean Bodin を想い浮かべている。cf. *Les Six Livres de la République*, Scientia Verlag Aalen, 1977 (Paris, 1583), p. 696 et suiv.
- 28) 〈補遺〉(II) 参照。
- 29) 1587年パリ大学の側に立って, 大学で利用する書籍への献納金免除を訴えたシモン・マリオンの法廷口頭弁論中に, 文芸の普及と〈君主制〉の理念の浸透を相関的

に語る言葉がある。私達がここで述べるパスキエの意識の有り方と直接関係するものではないが、当時の〈文芸〉(勿論その中には〈歴史〉も含まれる筈だ)のイデオロギー的側面を自覚した文章として、亦恐らくは現在では余り知られていないであろう十六世紀後期を代表する弁護士の《éloquence》の一例として、やや長文ではあるが、その言葉を引用してみる。テキストは、*Plaidoyez de M. Simon Marion*, Paris, 1594 (3<sup>e</sup> éd.), pp. 55-58. である。《Car ce qu'elle [France] est à present horriblement vexee de guerres intestines qui la rendent sanglante et desolee en plusieurs endroicts, et ayans effacé le beau lustre de sa couleur premiere, l'ont ternie comme preste à mourir; celà, dis—je, vient de la loy commune à tous corps composez de choses muables, et partant sujets à plusieurs accidens, qui leur causent telles maladies. Mais la culture des lettres a mis si avant au cœur des François un saint germe de fidelité à leurs Roys legitimes, qu'ores qu'il soit aujourd'huy par le mal'heur du temps estouffé en plusieurs, et ne produise plus en leurs actions les fleurs ny les fruicts d'une si belle plante, toutefois la racine en est encores apparemment vive: comme il se voit en ce qu'entre les ardeurs, ou plustost fureurs, de ces divisions, l'un et l'autre party ont tousjours fait profession publique de cognoistre leur Roy, et ne s'authorisent, ny dedans, ny dehors le Royaume, que de son service. De sorte que le mal semblable a esté autrefois plus vehement, et plus desesperé: sçavoir, quand il s'esleva, du temps de noz Peres jusqu'à une rage si aigre et forcenee que l'un des partys desavouant du tout son Roy naturel, se mit souz la main d'un Prince estrange; et luy donnant le tiltre, le siege principal, et plusieurs provinces de ce grand royaume, y alluma le feu en tant et tant d'endroicts, qu'il sembloit impossible de le pouvoir estraindre que par sa ruine. [...] Mais la dexterité plus que naturelle de leurs esprits imbeuz dés le berceau de la douce liqueur des disciplines, et ainsi disposez à la prudence à l'humanité, leur ouvrit en fin tellement les yeux, et leur fit trouver des moyens si propres de s'accorder entr'eux, que l'union premiere y reprit sa place, tirant avec soy la reconnaissance de leur Roy legitime, les remit ensemble, sans qu'il y restast d'un costé ny d'autre aucunes reliques des haynes precedentes.》

- 30) 私達の言葉とはややニュアンスが異なるが、次の一節は〈国家〉概念の新しさについて、心性的な側面で聊か傍証となるかも知れない。《Ainsi que du Bellay et Ronsard, Pasquier, à la lecture des beaux livres sonores de l'antiquité romaine où revient sans cesse le mot *patria*, sent se développer en son âme le senti-

ment, presque nouveau, fort obscur chez les générations antérieures, de la patrie française. [...] le sentiment de la patrie était presque nouveau [...]. Mais avec la renaissance seulement, le patriotisme devient un sentiment raisonné, classé, dénommé» [Guy de Bremond d'Ars, Un Gaulois de la Renaissance, Etienne Pasquier, in *Revue des Deux Mondes*, t. 87, 1888, p. 181].

＜補 遺＞

D) 『探究』「第三巻」以下の章題を訳出する。底本は本論と同様 Amsterdam 版 *Œuvres* 所収のものであり、Feugère 編 *Œuvres choisies* 中の『探究』の *extrait* に見られる章題とやや異なる場合も存するが、対照は行わない。

- 「第三巻第一章」《カトリック教会に対する、ローマ教皇座の優先権について》  
 「第二章」《如何にして、そして何時頃普遍司教 [Evesque universel] の称号が教会内部に組み込まれたか。及びどの様にしてこの点に関して事態が経過したか》  
 「第三章」《時の経過につれ我々がローマ司教を教皇と呼ぶようになったことの、亦教皇に対して話す時、聖下と言う語を用いることの由来》  
 「第四章」《如何にして、及びどの様な進展で、教皇はローマとイタリアの一部の主人となったか》  
 「第五章」《ローマ教会内に取り入れられた枢機卿という顕職について》  
 「第六章」《凡そいつ頃キリスト教は我々の許で親しまれ始めたか》  
 「第七章」《我々の最初の王朝に於ける宗教は何であったか》  
 「第八章」《最初の王朝以前の、及びその王朝下でのフランス教会の自立について》  
 「第九章」《教皇グレゴリウス一世がフランスの何人かの高位聖職者に届けた肩被 [pallium] について。及び一方で [教皇の] 野心、他方で [フランスの] 高位聖職者の不幸が、第一の王朝の下で、我々のフランス教会の自立をあやうく転覆させかけたこと》  
 「第十章」《ローマの教皇座は我々の第二の王朝とどの様な関係を有したか。及びその国王達の宗教は何であったか》  
 「第十一章」《我々の第二の王朝の許でのフランス教会の自立》  
 「第十二章」《第二の王朝下での、我々の特権の低下と混乱》  
 「第十三章」《第三の王朝。及びその国王達の、そして全フランスの宗教の継続と進展はどの様であったか》  
 「第十四章」《ユグ・カペの到来以後教皇が自らに与えた、皇帝や国王に対する権威について。王国への祭式挙行停止宣告 [interdiction], 及び同じ主題に関するその他の議論》  
 「第十五章」《教皇は己の復讐の念と、神の記憶さる可き手本たる、己の顕職の偉大さ

とを混同すまじきこと》

「第十六章」《異国の君主が教皇の不正宣告〔censure〕やその王国への祭式挙行停止宣告に対抗して用いた対応策について。加えて我々の第三の王朝に於いて、それらに対して使用した策について》

「第十七章」《教皇にも我々の国王にも、相互平和を共に実行するのが大変ふさわしいこと。及びその逆を行って自ら追い求める結果となった過ち》

「第十八章」《我々の国王は自由であり、ローマの裁判所の不正宣告を免れること》

「第十九章」《ユグ・カペの到来以後、聖ルイの治世に至る迄、教皇達はそれ以前より、司教や教区司教〔ordinaire〕に対し自らに権威を与えるようになったこと。及びその原因は奈処に基くか》

「第二十章」《我々が聖職禄〔benefice〕と呼ぶ、司教職、大修道院長の職、及びその他の聖職者の地位について。亦、この聖職禄と言う語が用いられてから、我々の教会内に定着した新たな組織形態について》

「第二十一章」《ユグ・カペの到来以後、聖ルイの治世に至る迄の、我々のフランス教会の自立に対するローマの裁判所の企てについて。及び如何にしてフランスの聖職者はそれに関して口をつぐみ得なかったか》

「第二十二章」《我々のフランス教会の自立を守る目的で聖ルイが与えた命令について》

「第二十三章」《アヴィニオンで発せられた確約特赦〔grace expectative〕、教書〔mandat〕、教皇特典〔indult apostolic〕、不当徴税〔exaction〕について。及び我々のフランス教会がそれに対し行った対抗策について》

「第二十四章」《アヴィニオン教皇座時代に生じた教会大分裂を終わらせる為、英国教会は如何なる勇気を以って取りかかったか。及び所謂ベネディクトゥス十三世と呼ばれる、ピエール・ドゥ・ラ・リュヌに対し為された高潔な訴えについて》

「第二十五章」《アヴィニオンに置かれた、教皇座が惹き起こした災危の続き。及びそれから生じた教会大分裂について》

「第二十六章」《教会大分裂の間に根を下ろしたヤン・フスの異端について。及び我々のフランス教会の仲立ちによって、コンスタンツ公会議が如何なる威厳を以って教会大分裂並びに異端の終焉に取り組んでいったか》

「第二十七章」《コンスタンツ公会議の数年後、バーゼル市で開催された公会議について。その公会議から国王シャルル七世の時代にブルジュ市で作製された国本勅諭〔pragmatique sanction〕のかなりの部分が抽出された》

「第二十八章」《大学学士が教区司教に対して有する任命権について。及びその歴史が奈処から由来するか》

「第二十九章」《パリ大学について》

- 「第三十章」《我々の国王が自分の聖職者の規律や風習に対して有する権力について。及び国王が幸多く統治せんと欲するなら、その権力を誤用しないことが如何に必要とされるか》
- 「第三十一章」《聖職者が、往々己の貪欲の恥じらいを隠す目的で、称讃す可き [louable] と呼んでいる習慣について》
- 「第三十二章」《聖職者が世俗裁判権に対し過去に行った侵害について》
- 「第三十三章」《聖職者の側からの企てに対抗して、並びにその風習の改革の為に導入された救済手段である、世俗裁判所上訴について》
- 「第三十四章」《トリエント公会議について。及び世俗裁判所上訴は、我々のフランス教会の自立を損わんが為に為されるあらゆる企てに備え得るひとつの方法であること》
- 「第三十五章」《大司教管区及び司教区に関する国王特権の昔の姿について》
- 「第三十六章」《第三の王朝の許での国王特権の命令について。大司教と司教がその職責を始める前に国王に果たさねばならない忠誠の誓約、及びドイツ皇帝が大司教の地位と司教職に関して行った叙任について》
- 「第三十七章」《第三の王朝に於いて、国王特権の点で空位であると言われた聖職禄について》
- 「第三十八章」《司教座聖堂参事会員職 [chanoinie] とその収入 [prebende] の制定について。及び国王特権の実効中に我々の国王がそれらの権利を授与し得るのは奈処に由来するか》
- 「第三十九章」《国王特権の利益と収入について。それらは今日ではパリのサント＝シャペル寺院の財務官と参事会員のものとなっている》
- 「第四十章」《幾つかの修道院に対し我々の国王が収容を命じた戦病兵 [oblat] について》
- 「第四十一章」《古代ローマ人には知られておらず、我々のキリスト教の定着以後長期間を経てもたらされた、奴隷制の新形態について》
- 「第四十二章」《封地十分の一税 [disme infeodé] について》
- 「第四十三章」《イエズス会士の党派について》
- 「第四十四章」《イエズス会士に対する、パリ大学の為の口頭弁論》
- 「第四十五章」《イエズス会士の信仰告白と、我々のフランス教会、並びに我々の国家の規則との間に如何なる両立性があるか》
- 「第四卷第一章」《古代に於いてフランス人が自分達の行いの検証の為に、殊に犯罪裁判に於いて用いた挑戦の徴について》
- 「第二章」《時として犯罪訴訟で規則として守られた、亦別の証しの仕方である、熱した鉄への接触について》

- 「第三章」《誓約の権威について。及び時として誓約により為される証しの仕方について》
- 「第四章」《古代のフランス人が将に來たる可き事柄を知らんが為に実行した幾つかの籤の方法について》
- 「第五章」《我々のフランスに於ける人々の地位と身分について。それと共に我々の幾つかの地方に見られる農奴制 [servitude très-fonciere] と奴隷解放を巡る概説》
- 「第六章」《シャンパーニュ地方での国王の市民の資格 [bourgeoisie du Roy], 加入金 [droit de jurée]。及びフランスには古代ローマの自由の模像が幾つかあること》
- 「第七章」《加入金, 及び国王の市民の資格について》
- 「第八章」《聖職者の地位と言う名目でフランスで行われていた欺瞞を予防する為の, シャルルマーニュの勅令》
- 「第九章」《学生の学士号や修士号取得にあたって被る帽子, [新年の] 贈物, 公現祭に行う宴会について》
- 「第十章」財産譲渡に関し, 何故判事の眼の前でベルトを投げ棄てるのか》
- 「第十一章」《即ち, 国王が被釈放者を決して訴えないと言う, 今日法廷で採用されている命題は, フランスで絶えず守られて来たか》
- 「第十二章」《戦時捕虜に関し, フランスで守られていた古代の習慣について》
- 「第十三章」《署名が知られていなかったある時代が, フランスに存在したこと》
- 「第十四章」《書記職と公証人職が国王の権限に属すると見做されたのは奈処に由来するのか。併せて公証人と書記職見習を巡る概説》
- 「第十五章」《掌球 (テニス) [jeu de paume]。丸い角帽》
- 「第十六章」《公の悦びを示す為にノエルと叫ぶ, フランスに存在した古代の習慣について》
- 「第十七章」《国王の即位に際する官職の授与とその確認について。次官制 [en garde], もしくは契約制 [en ferme] の判事職, 及び同じ主題のその他の事柄》
- 「第十八章」《フランスの幾つもの都市に導入された, 別名 carfou と呼ばれる消灯の鐘 [couvre-feu] について》
- 「第十九章」《凡そいつ頃に, ある者はエジプト人と呼び, 別の者はボヘミア人と名付ける放浪の民の一群がこのフランスを彷徨し始めたか》
- 「第二十章」《かつてフランスで, 直系に於いても傍系に於いても承祖相続が行われなかったのは何が原因か》
- 「第二十一章」《我々のフランスに於いて夫婦間に存在する, 動産と取得不動産の共有について》
- 「第二十二章」《フランス語の数字に関する概論。及び何故Vによって五を, Xによって十を, Lによって五十を, そしてDによって五百を表わしたか》

「第二十三章」《我々の祖先が我々の国王のある者には敬意故に、外の者には愛着故に与えた異名について。いつからその死後、国王に異名を与えることが儀式と転じたか。併せて渾名に関する概説》

「第二十四章」《火器と印刷術の発明》

「第二十五章」《舟乗りの羅針盤の発明が近代のものだと考える人々の意見に反論して》

「第二十六章」《時として名前の中に見出される宿命について》

「第二十七章」《重要な口頭弁論に臨む昔のフランス人、殊に弁護士には十分馴染み深いある流儀について。及び高等法院の開催にあたりパリ市で、王室検事により為される演説について》

「第二十八章」《幾種類かの病について。そのあるものは昔は知られておらず、外のもののはただ一度だけ空気の按配で流行した》

「第二十九章」《理由を説明するのが容易でない幾つかの自然界の秘密について》

「第三十章」《令状を渡す執達吏は昔は雑色の外套を着ていたこと》

「第三十一章」《チェスのゲームについて》

「第三十二章」《近親受戻し行為 [retraict lignager] 及び出訴行為に関して要求される一年と一日について》

「第三十三章」《幾つかの慣習法が定める侍従長税について。及びそれは奈処に基くか》

「第五卷第一章」《大王クロヴィスの賞嘆す可き武勲について。その子孫の不面目。及び如何にしてフランスの王冠がその家系からシャルル・マルテルの家系に渡ったか》

「第二章」《我々の歴史家の通念とは逆に、皇帝シャルルマーニュの孫、イタリア王ベルナルドの死 [Œuvres t. I. 巻頭の目次に拠る。『探究』本文中の章題では死の代りに宮廷とあるが、誤記であろう] は国家事由の故の死 [mort d'Etat] であること》

「第三章」《皇帝ルイ温厚王とその子供達の間の内戦》

「第四章」《シャルル禿頭王がマルテル家の滅亡の主要な道具のひとつであったこと、及びこのフランスでの彼等の国家機構の変化》

「第五章」《第一の王朝に見られる、神の全能の感嘆す可き秘密》

「第六章」《我々の歴史家が一般に教える所である、王妃フレデゴンドの、善くも悪しくも法外な振舞い》

「第七章」《幼いクロテールは、母后フレデゴンドが彼を敵に対する楯とした時、何歳であり得たか》

「第八章」《我々の歴史が教える所である、王妃ブリュヌオーの常規を逸した振舞い》

「第九章」《ブリュヌオーに負わせられる悪徳の概説》



- 「第十章」《昔の見解に拠る、フレデゴンドとブリュヌオーの両王妃の振舞いの対照》
- 「第十一章」《王妃フレデゴンドの、宮中監督官ランドリとの狂恋。兩名によりもたらされた国王シルペリクの殺害。信じ難い物語》
- 「第十二章」《王妃ブリュヌオーの物語に存する様々な教訓、並びにトゥールのグレゴリウスや教皇聖グレゴリウス〔の著作〕の中に見出される、彼女に有利な事柄の概説》
- 「第十三章」《ブリュヌオーに負わせられる悪徳と残虐行為についての猛々しい見解に快く同意しない著述家は誰か》
- 「第十四章」《誤ってブリュヌオーに負わせられる、第一の非常に憎む可き残虐な行い》
- 「第十五章」《誤ってブリュヌオーに咎ありとされる、第二の著しい残虐行為》
- 「第十六章」《誤ってブリュヌオーが非難される第三の残虐行為》
- 「第十七章」《ブリュヌオーに責を帰される事柄を巡って。即ち、復讐の為に〔自分の孫〕テオドリックに、〔その兄〕テオドベールが庭師の息子だと信じこませたこと。それがこの二人の兄弟の不和の原因〔seminaire〕であった》
- 「第十八章」《老年のブリュヌオーに負わされる、その外の、数々の残虐行為と色恋沙汰》
- 「第十九章」《優れた神父コロンバンの生涯、及び王妃ブリュヌオーの手で彼に企てられた不当な追放処分》
- 「第二十章」《先の章から、ブリュヌオーには誤って幾つもの残虐行為と、その外の悪しき生き様が帰せられていると結論し得ること》
- 「第二十一章」《我々の歴史家が共通して主張する如く、ブリュヌオーが彼女の孫の両国王、テオドベールとテオドリックの滅亡の原因であるとは、中傷することなく指摘し得ないこと》
- 「第二十二章」《聖コロンバンの伝記を著した、ヨナス神父の書物を通じ、我々はブリュヌオーの生涯についてどの様な判断を下し得るか。却下する可きでない考察》
- 「第二十三章」《許すことの出来ない、尋常ならざる訴訟手続、及び捏造に満ちた論拠〔faits calomnieux〕。それらに基いて王妃ブリュヌオーは無慈悲な刑に処せられた》
- 「第二十四章」《王妃ブリュヌオーに対する中傷的な非難は何に由来するのか。及び彼女に対し実施された残虐行為の真の原因は何か》
- 「第二十五章」《全てのフランス国王の中で、クロテール二世は最も幸多かりしと想えること。及び、にも不拘彼に於いて第一の王朝の滅亡が始まったこと》
- 「第二十六章」《二人の中傷者〔である歴史家〕、フレデゲールとエモワンとは何者であったか》
- 「第二十七章」《フレデゴンドとブリュヌオーの時世を語るエモワンをどの様に信頼す可きか》
- 「第二十八章」《ブリュヌオーについて言及するエモワンが、偏見を以って彼女の名誉

を損う為に語っていること》

「第二十九章」《第二の王朝の転落》

「第六巻第一章」《ユグ・カペの家系に存する，シャルルマーニュの家系の害となる宿命について。並びに，カペは肉屋の家柄であると見做したイタリア詩人ダンテの愚かな見解に反論して》

「第二章」《国王の未成年以上に恐れなければならないものは，国家に於いて何も無いこと》

「第三章」《シャルル六世治下のフランスに生じた激しい動乱について》

「第四章」《シャルル七世治下での国家の再建について。及び如何にこの点に関し，神の非常に明白な奇蹟が存在したか》

「第五章」《乙女ジャンヌ〔・ダルク〕の裁判の概要》

「第六章」《著しい鷹揚さを示す双つの行動について》

「第七章」《二重に理解される言葉を用いた，王侯の行った幾つかの誤魔化しについて》

「第八章」《国王フランソワ一世の，国王にふさわしい名言について。亦マルクシーの修道僧が彼に言った警句について》

「第九章」《先ずフランス大提督フィリップ・シャボ殿に対して，次いで大法官ギヨーム・プイエ殿に対して為された異例の裁判について》

「第十章」《如何なる家臣であろうと，国王をして彼を怖れる様にさせるのは非常に危険であること。サン＝ポル元帥の身の上に生じた記憶す可き例》

「第十一章」《国家の事柄と宮廷の事柄を混同するのは時として危険であること。国王フランソワ一世の母后，摂政王妃ルイズ・ドゥ・サヴォワと，フランス国元帥，ブルボン家嫡子，血筋による王侯シャルルとの間の，パリ高等法院で行われた大裁判が以下に示すその例》

「第十二章」《フランス国元帥，ブルボン家嫡子，シャルルの悲劇的な物語》

「第十三章」《オーストリア大公フィリップが，我々の国王ルイ十二世に対して行った，信義と誓約に基く訴訟手続》

「第十四章」《寛大な心を示す，記憶す可き双つの例。ひとつはブルボン元帥の行動の処罰に際しての，国王フランソワ一世のもの，ひとつはビロン元帥の処罰に際しての，我々の大王アンリ四世のもの》

「第十五章」《フランス国王フランソワ二世との最初の結婚で寡婦となった，スコットランド女王メリー・スチュアートの死について》

「第十六章」《アラン・シャルティエ師の輝ける台詞〔mot doré〕と素晴らしい警句について》

「第十七章」《ピエール・アベラールの生涯，及び彼とエロイズとの恋愛の概略》

- 「第十八章」《騎士バイヤールの騎士道精神，礼儀正しさ，及び鷹揚さを示す記憶す可き行い》
- 「第十九章」《士官〔capitaine〕バイヤールの，或る貴婦人への誠実な愛情について。罪深い色事の実行に及んでの，彼の賢明な撤退について》
- 「第二十章」《士官バイヤールの鷹揚な行い》
- 「第二十一章」《如何なる策略を用いて偉大な士官バイヤールは，皇帝カール五世の軍勢からメジエール市を救ったか》
- 「第二十二章」《士官バイヤールはフランス人のみならず，敵方からも如何なる礼節に満ちた振舞いを受けたか。並びに彼の死の概略》
- 「第二十三章」《息子が父に為した不敬に対する神の正しい復讐について。及びそれとは逆に，孝心に対する報酬》
- 「第二十四章」《子供に対する父母の呪いがどれ程怖る可きものか》
- 「第二十五章」《エルサレム王国について。及び何故ナポリとシチリアの国王が自らをエルサレム国王と主張するのか》
- 「第二十六章」《我々の祖先が十字軍と呼んだ，海外への遠征から，我々はどのような実りを持ち帰ったか》
- 「第二十七章」《聖ルイの兄弟であるシャルルの時代から後，ナポリ王国を支配したアンジュー家について。及びアンジュー家が出会った数々の障害について》
- 「第二十八章」《第二のアンジュー家の，ナポリ王国に関する権利要求について。及びその者達が行った破滅的な遠征について》
- 「第二十九章」《第二のアンジュー家の終焉。並びに，我々の国王の手に落ちたプロヴァンス伯爵領や，国王が企てたナポリ遠征についての概略》
- 「第三十章」《君主にとって，怒りに任せて為された己の命令を急いで実行させるのは，得策ではないこと》
- 「第三十一章」《幼い君主が敵の保護下・後見下に置かれた為に，王国が時として守られたこと》
- 「第三十二章」《ヌヴェール伯にして〔後の〕ブルゴーニュ公ジャンがトルコ皇帝バザイトから受けた扱いについて。及びその後で同じバザイトがタンベルランから受けた扱いについて》
- 「第三十三章」《シャルルマーニュの，ある女への不思議な愛情について》
- 「第三十四章」《女の手に渡った地方政体について。及び過去に見られた，幾人かの王女の度量の大きさについて》
- 「第三十五章」《正義の維持の為に，パリ高等法院の法廷や会計院が時として用いた，誠実で徳高き自由な振舞いについて》
- 「第三十六章」《無実の者を中傷から守る為でもあり，殆ど明らかにされ得なかった犯

罪を裁きの場で暴く為でもある、幾つかの奇蹟的出来事について。我々の時代にマルタン・ゲールと名乗る人物に起こった最近の例》

「第三十七章」《証拠が裁判官に知られていなかった双つの犯罪に関し、ルーアンの高等法院に於いてもパリの高等法院に於いても偶然判明した奇蹟的な証拠》

「第三十八章」《公共の事柄の幸いの為には、裁判の形式性を超越するのが、時として得策であること》

「第三十九章」《説教師を意のままにし得ることは、政治家には些細とは言えない秘訣であること》

「第四十章」《驚く可き精神を持ったある青年の、記憶に値する物語》

「第四十一章」《我々の時代にサンス市でおこった、驚く可き妊娠について》

「第四十二章」《顔も、あらゆる点での様子も一致した双子の兄弟、セソンヌ殿とオリニィ殿について》

「第四十三章」《アゲラン・ドゥ・マリニィの、災いに転じた成功について。並びに他の幾例かの同様の悲劇について》

「第四十四章」《夢について》

「第四十五章」《このフランスに存在した幾名かの記憶す可き私生児について。並びに同じ主題を巡る別の話》

「第四十六章」《カレー市の、六名の顯職にある市民の、他の市民達への慈愛について》

「第四十七章」《説教修道士に対して為された、ある女の、ただ神の栄光の為故に人々を善行へと誘う為の、立派な返答》

「第四十八章」《パリ高等法院に偶然に起きた、以後フランスに到来す可き災いの予兆を為す、双つの事故について》

「第七卷第一章」《我々のフランス詩の起源について》

「第二章」《我々の祖先が中間韻詩〔leonin〕と呼んだ、韻を踏んだラテン語詩について。及び何故その様に呼ばれたのか》

「第三章」《我々のフランス詩の昔の姿、及び進歩について》

「第四章」《プロヴァンス地方の詩について》

「第五章」《シャン・ロワイヤル〔chant royal〕、バラード、 Rond について》

「第六章」《国王アンリ二世の治世が生み出した詩人の大群について。及び彼等が導入した新たな詩の形態について》

「第七章」《フランス詩に関する幾つかの考察》

「第八章」《イタリア詩がフランスの詩に何等かの勝る点を持っているかどうか》

「第九章」《我々のフランス語が、詩的な美しい表現の点で、ラテン語と同じ位、それを行う能力に恵まれていること》

- 「第十章」《我々のフランス詩人が、ラテン語詩人を模倣することによって、往々彼等に匹敵し、時には凌いだこと》
- 「第十一章」《我々の言葉は、ギリシアのものやローマのもののような、韻律詩を作る能力を有すること》
- 「第十二章」《ラテン語及びフランス語の、幾つかの詩的な遊びについて》
- 「第十三章」《ラテン語回文詩について。及び如何に我々の時代のフランス人が、これに関し昔の人々を追い抜いたか》
- 「第十四章」《象眼的な、亦回文的なフランス詩》
- 「第八巻第一章」《古代人がロマン語と呼んだ、我々の俗語フランス語の起源について。及び綴りと発音〔parler〕の差異は奈処から生ずるか》
- 「第二章」《我々のフランス語は幾つの地方言語から構成されているかについて。及びギリシア語がひとが主張する程にフランス語の構成に関係しているかどうか。併せて我々の言葉に見られる、幾つかの昔のガリア語とフランス語の単語、そして純粋なラテン語であるその外の単語について》
- 「第三章」《昔のフランス語の多様性について。併せて現代のもの多様性》
- 「第四章」《我々のフランス語に於いて、我々より身分の高い人々に話す時、おまえ〔tu〕の代りにあなた〔vous〕と言う単語を用い、零細民に対してはあなたの代りにおまえを用いる事態は奈処から来ているか》
- 「第五章」《卿〔dom〕、師〔dam〕、司教代理〔vidame〕、主〔dame〕、姫君〔damoiselle〕、若殿〔damoiseau〕、陛下〔sire〕、閣下〔seigneur〕、殿〔sieur〕と言う言葉について》
- 「第六章」《ギリシア人が擬音語と呼ぶ、発音によって、その語の示す事物の音を表象する言葉について。殊にはあはあとと言うあえぎ声及びあはああえぐなる語について》
- 「第七章」《我々がダンスや宴会を行う為に定められた部屋を祝宴部屋〔sales à faire festes〕と呼ぶことについて。及び饗宴〔festin〕と酒宴を張る〔festoyer〕と言う語について》
- 「第八章」《何かを暗記する、もしくは暗唱する》
- 「第九章」《昔我々の父や祖先が、罰を表わす為に用いた、私の髪を刈ってもらう、と言う諺について》
- 「第十章」《ある者のひげをすっかり剃る、と言う諺について》
- 「第十一章」《良い評判は黄金のベルトに勝る、と言う諺について》
- 「第十二章」《教会を今ある場所に残しておく》
- 「第十三章」《書生、書記と言う語について。及び書生の前でラテン語を話す、と言う

諺について》

「第十四章」《〔法学者〕バルトルスよりも果断に、もしくはバルトルスの如く果断に》

「第十五章」《民衆が、最もつまらぬ男に引き付けられる女を牝狼と比べることについて。及び狼の性質を借用した他の幾つかの諺について》

「第十六章」《犬と狼の間〔暮れ方〕》

「第十七章」《スペインに城を作る》

「第十八章」《我々の言葉で、頭布と言う語から得られた諺について》

「第十九章」《長〔maistre〕、君主〔souverain〕、宗主〔suzerain〕、従僕〔sergent〕と言う語について》

「第二十章」《海外遠征から借用された言葉、暗殺者〔assassin〕、暗殺〔assassinat〕、親王采地〔apannage〕》

「第二十一章」《昔、我々の国王が戦場で盛んに用いたと言われる Saint Denis Mont-joye と言う喊声は奈処から来たのか》

「第二十二章」《消えた蠟燭を、息を吹きかけて再び灯もす者を、嘲弄して、童貞と呼ぶことについて》

「第二十三章」《貨幣から得られた、幾つかのフランスの諺について》

「第二十四章」《仲間〔compagnon〕、会〔compagnie〕、友達〔compain〕と言う語について》

「第二十五章」《封地の性格から得られた、幾つかの表現について》

「第二十六章」《フランス人が用いるチェ〔fy〕と言う語、及び我々の祖先が医者を目指す為に誤用した薬師〔physicien〕と言う語について》

「第二十七章」《我々が債権者を英国人と呼ぶことについて》

「第二十八章」《何者も故郷にあっては預言者ではない》

「第二十九章」《負けた方が罰金を払うのは、ロリーの習慣》

「第三十章」《双子と言う語は奈処に由来するか。及び同じ語源から得られた、幾つかの別のフランス語の言葉》

「第三十一章」《自白を引き出す及び拷問》

「第三十二章」《待伏せと言われる事柄の由来について》

「第三十三章」《最後のお祈りだけで済ませて沢山の事柄をぬかす、及び同じ主題のその他の格言》

「第三十四章」《祝祭の前日、晩課、香、聖遺物、及び断食をしている時に摂る間食と言う語について》

「第三十五章」《紐を解く〔春をひさぐ〕》

「第三十六章」《放棄すると言う語について。及びその起源について》

「第三十七章」《砦、家系、分割封地、及びその他の我々の言語に於ける縮約語》

- 「第三十八章」《死んだ人間を指す為に用いられる, 革脚絆を残した》
- 「第三十九章」《サン＝ヴァリエールの熱病, 及び同じ主題の他の双つの例》
- 「第四十章」《絞首台用の木材よりも不運》
- 「第四十一章」《吊し首と定められた者は溺れさすには及ばない》
- 「第四十二章」《年貢 [truc], 税 [truage], 乞食 [truant], 特別税 [Maletoulte], 威張り屋 [pautonnier], ならず者 [coquin], のらくら者 [cagnardier], 物もらい [gueux de l'ostiere]》
- 「第四十三章」《泥棒及び盗賊と言う語について》
- 「第四十四章」《放蕩者, 淫売婦, 放蕩者の王 [勇敢な兵]》
- 「第四十五章」《カペ [頭領] 王及び強情王》
- 「第四十六章」《折半小作農, 共有の [moitoyen], 私のもの汝のもの》
- 「第四十七章」《民衆が嘲弄して, ある者が肩越しに [逆の意味で] 善人, 金持ち, 勇敢だと言うことについて》
- 「第四十八章」《火もなく場処もなく》
- 「第四十九章」《数字が判る》
- 「第五十章」《義父, 及びその外の血縁関係や姻戚関係に関わる語. 並びにその使用が恐らく不適切ではないであろう幾つかの別の語》
- 「第五十一章」《フランス人が集団を指して用いる, 徒党と言う語について》
- 「第五十二章」《騒音という語について》
- 「第五十三章」《何もない [riens] と言う表現について》
- 「第五十四章」《侯爵 [marquis], 参謀 [marchal], 元帥 [marechal], 行政長官 [maire]》
- 「第五十五章」《ユグノーと言う語について》
- 「第五十六章」《シチリアの晩課の鐘 [この鐘を合図に行われたフランス兵の虐殺], この諺を本に, 序乍らシチリアの昔の国家, 及びその国家の持ち主が受けた扱いに関して論じられる》
- 「第五十七章」《裏切者, 裏切る, 裏切と言う語について》
- 「第五十八章」《ある者に対し藁を断つ [ある者と仲違いする]》
- 「第五十九章」《パトラン [Patelin], パトランの様に口先で人に取り入る, パトランの様に口先で人に取り入ること. 及び我々の祖先がパトランの笑劇から引き出した幾つかの格言や言葉について》
- 「第六十章」《ヴィヨン [Villon], ヴィヨンの様に悪さを働く, ヴィヨンの様に悪さを働くこと》
- 「第六十一章」《我々に向けて酒を飲む者の保証人となる, 寝取られ男, 狼を見た [声が嗄れている], 人狼, 避難所, 逆の意味で使われているあらゆる言い方》

「第六十二章」《民衆が言葉の転訛によって用いている、幾つかの特殊な諺や語について》

「第六十三章」《我々の字母に存する幾つかの二重文字について。K, Q, X, &, 9》

「第六十四章」《終わり》

「第九巻第一章」《後にフランスと呼ばれるガリアは、遙か古代から優れた文芸を学ぶに熱心であったこと》

「第二章」《パリ市》

「第三章」《シャルルマーニュがパリ大学の創設者だったとの通念》

「第四章」《パリ大学の創設を皇帝シャルルマーニュに帰す見解の誤れること》

「第五章」《パリ大学の最初の設立と進展、及びその古代の状態》

「第六章」《パリ大学創立の続き》

「第七章」《凡そいつ頃、パリでの勉学が大学の名前と資格を持つに至ったか》

「第八章」《フィリップ尊厳王の治世下で初めて大学の名が与えられたのは、パリ市にとって些細な榮譽ではないこと》

「第九章」《大学の名を獲得したパリの学校に、当初は双つの学部しかなかったこと》

「第十章」《神学部》

「第十一章」《勅令学部〔法学部〕》

「第十二章」《医学部》

「第十三章」《学寮〔college〕の設置以前は、市のどの地域で、学生に向けた授業が行われていたか。それ以後そうした授業は学寮に収まる様になった》

「第十四章」《パリ大学に関連するこれ迄の論述全体の結論》

「第十五章」《学寮、殊にソルボンヌ学寮の設置》

「第十六章」《ナヴァール学寮》

「第十七章」《パリ大学の各学舎の別の見取図》

「第十八章」《王立教授団の設置。パリ大学の各学舎の別の見取図》

「第十九章」《王立講座に倣い、個人の資格の三名の人物によって、パリ大学に開設された三つの公開講座について》

「第二十章」《王立教授団の昇格に於いて見うけられた最初の濫用。それは大学の損害となる、他の幾つものこの種の濫用を発生させる》

「第二十一章」《大学の監督総官〔chancelier〕》

「第二十二章」《大学の総長について。並びにその随行員について》

「第二十三章」《総長の訴訟裁判権》

「第二十四章」《フランス、ピカルディ、ノルマンディ、英国の各学舎。最後のものは今日ではドイツ学舎と名付けられている。及びいつからか、亦何故か》



「第二十五章」《パリ大学の改革》

「第二十六章」《我々の国王は誰にも増して、フランスの諸大学の創立と指導に多大な役割を有していること。及び遙か昔から、国王はパリ大学に、自分の娘と言う称号を与えて来たこと》

「第二十七章」《我々の国王によってパリ大学に授与された特典》

「第二十八章」《即ち、ユスティニアヌスの権威の許に『法律全書 [Digestes]』の中にまとめられた法の知識はかつてパリ大学で教えられたことがあったかどうか》

「第二十九章」《印刷術の発明。及び如何にして、そして凡そいつ頃、ラテン語がヨーロッパで様々に修められ始めたか》

「第三十章」《パリの市内、市長裁判区 [prevosté] 内、及び代理裁判官領 [vicomté] 内での外科医の学寮と同業組合》

「第三十一章」《パリ医学部と外科医学寮の間に、過去に存在し、現在も存在する昔からの対立について》

「第三十二章」《外科医と理髪師の対立について》

「第三十三章」《皇帝ユスティニアヌスの勅令で編集されたローマ民法は長い間紛失しており、数百年を経てから再発見されたこと》

「第三十四章」《ローマ民法の修復。及びそれを解釈する最初の世代の人々》

「第三十五章」《民法を解釈する第二世代の人々》

「第三十六章」《教皇ホノリウス三世により為された、パリ大学でのローマ法の教授禁止令について》

「第三十七章」《法学諸大学。及び何時、そして如何にしてローマ民法が我々のフランスに伝わり根を下ろしたか》

「第三十八章」《我々の祖先がローマ民法に接ぎ木した司法実務と言う新たな体系について》

「第三十九章」《ローマ法の説明に筆を執った第三の世代の人々》

「第四十章」《フランスに於ける、慣習法を用いる地方と成文法を用いる地方》

「第四十一章」《如何なる人々によってフランスにかつて裁きが下されていたか。並びに我々がそれ以後ローマ法から引き出した幾つかの愚かな訴訟沙汰について》

「第四十二章」《ルーアンの聖ロマンの聖遺物容器。及びその聖遺物容器にまつわるかつての特権について》

II) 以下に、デュ・アイヤンによるジャンヌ・ダルク像——複数存在するが、そのうち最もまとまったもの——を訳出する。パスキエが己のジャンヌ論を綴った際に批判対象とした、ジャンヌの非英雄化・非神話化を目論む主たる論調はこのアイヤンの文章

に覗いている。底本に関しては註(18)を参照のこと。

《かくてこの様に、オルレアン市の前に英国軍がおり、ぴったりと攻囲していた。かくてこの様に国王の権威と名前が、その無為のためにもその不運のためにも軽んぜられていたが、併しその時、あれらの勇敢な騎士達が、フランスと国王とを、眼の前の破滅から、本物であろうと作られたものでであろうと、宗教的な奇蹟を通じて、立て直したのである。ロレーヌ地方はヴォクルール生まれの、ジャンヌと名乗る、牝羊と牡羊の間で、野原で育てられた、年齢は二十二歳の乙女がいて、国王の許に連れて来られ、神の靈感を受けて、自分がフランスから英国人を追い払うと王に約束する為に、彼の処に来たのだと告げた。国王はこの娘に驚き仰天し、国王もその周囲にいた貴族達も、様々の事柄を彼女に尋ねたが、彼女は決して答を変えず、清浄で、謙虚で、貞節な言葉以外口にしなかった。貴族達はかかる奇蹟を軽んじてはならぬと考えた。そこで国王は彼女に馬と武器と、最も優れた沢山の士官のいる軍隊を与えさせ、彼等と共に彼女は、オルレアンの人々に救いの手を差し延べた。この乙女の奇蹟は、それが作られたものでであろうと、企てられたものでであろうと、或は真実のものでであろうと、貴族や民衆や国王の勇気を高めた。この人々は勇気を失っていたのである。かかる如きが宗教の、そして往々迷信の力なのだ。と言うのも、ある者はこのジャンヌがジャン・バタール・ドルレアンの情婦だと言い、別の者は〔ロベール・ドゥ・〕ボードリクール殿の情婦、他の者はポトン〔ドゥ・サントラーユ〕のそれだとし、これらの殿は賢く知恵がまわり、国王が非常に恐れを抱き何をす可きか、何を言う可きか知らぬ有様であり、亦民衆も打ち続く戦乱にひどく打ちひしがれ、勇気や希望を高く掲げることが出来ない状態であるのを見て、偽の宗教で作られた奇蹟を利用しようと思着いた、と言うのである。偽の宗教はこの世の物事の中で士気を最も高め活発にし、事実でない事柄を人々に、殊に素朴な者達に信じさせる類である。そして民衆はかかる迷信を甚だ受け容れ易い状態にいた。彼女が神から遣わされた乙女だと信ずる人々も地獄落ちの罰の対象とならないし、そう信じない人々もそうだ。ある人々はこの最後の件りを異端の説と見做すが、私達は異端の説に躓くことを望むものではないし、もう一方を過度に信じたくもない。さてそこでこれらの貴族達は数日間に亘って、国王の御前で国王やこの貴族達により為されるであろう問い掛けに対し、彼女がどう答える可きか全てを教え込み（何故ならこの貴族達自らが訊問する手筈になっていたから）、亦彼女が国王の傍に連れて行かれる時（彼女は国王を見たことが一度もなかった）、国王を見分けられる様に、毎日幾度もその消像画を見させた。彼女が国王を部屋に訪れる予定と決められた当日、これらの貴族達は、自らその計画を立てたのだから、間違いなくその場にいた。彼女が入室すると、最初に彼女に、何を望んでいるのか尋ねたのがバタール・ドルレアンとボードリクールであり、この者達が彼女に何を求めるのか質すと、彼女は国王に話がし度いと答えた。彼等は彼女にその場に

た他の貴族達のひとりを示し、この方が国王であると告げたが、彼女は何が行われるか、亦何が言われるか全てを、そして何をすべきか言う可きかを教えられていたので、それは国王ではなく、国王は寝台と壁との間に隠れている（事実彼はそこにいた）と言い、そこに国王を捜しに行つて、上述の事柄を彼に述べた。この偽りでまやかしの宗教の考案は非常にこの国王の利となり、失われ、そして絶望に打ちひしがれた勇気を再び掻き立てた。最終的に彼女はコンピエーニュ市の前で英国人に捕えられ、ルーアンに連行されて、そこで裁判が行われ、彼女は火刑にされた。私がこうした事柄を語り、我がフランス人が長い間聖なる出来事であり、奇蹟であるとして来た見解を奪い取つて、今や御伽話に変化させようとするのを、或る人々は面白くないと考えたし、考えることだろう。併し私がそう語つたのは、全ての事柄を明らかにする時が、その様な形に明らかにしたからである。それから、それは信仰箇条として信じなければならぬ程の、重大な事柄ではない。オルレアン市が英国人の攻囲から解放された後、英国軍はボースの地迄追撃され、そこで彼等の内三千人の者が撃滅された。そしてフランスの不運は転じて、国王は勇気を取り戻し、運命の女神の髪をうまくつかみ、自分に仕えさせられる様になった。彼は、英国軍が陣地を維持していたので、軍勢を率いてランスに赴き聖別を受け、その後シャンパーニュ地方を平定した。国王が、英国人に占領されていたパリに行こうとすると、英国側のフランス摂政ベットフォート公爵は市の前で国王と戦闘を交わそうと望んだが、小競合があったのみで、ジャンヌはサンイトノレ門で負傷した。戦争は〔旧〕オセロワ地方に転じたけれど、英国軍はコンピエーニュ市を攻囲していた。ジャンヌはその町に行ったが、そこではオルレアン程幸運ではなかった。と言うのも（上記の通り）彼女は捕えられ、ルーアンに連行され、火刑にされた。オルレアンの人々は彼女の為に、市の橋に青銅像を建てたが、この王国の内乱〔宗教戦争〕初期の戦争で、大砲の一撃がそれをもぎ取り、その後再び設置された》〔137v°-139r°〕

(1990年3月)

(\*) 私達は当初、『所謂「(大) 修辞学派」による歴史書三篇』と題する雑文を、本稿第三回分と共にこの『紀要 第20号』に掲載させて頂く予定であったが、思うところあって『フランス十六世紀読書報告 (1990)』という、極めて私的な報告文に収めた。本稿冒頭の(はじめに)で述べた勝手な予告の不手際の弁明とする次第である。

(1990年10月)

(\*\*) その後、中央大学図書館所蔵の Amsterdam 版 *Œuvres* (リプリント) によって、未見の部分を確認することが出来た。

(1991年1月)